

二〇一四年度

題目 関東大震災下における虐殺の記憶とその継承

指導教授 新井勝紘

研究科 文学

専攻 歴史学

氏名 小菌 崇明

関東大震災下における虐殺の記憶とその継承

目次

序 章

- ・ 問題の所在
- ・ 本論文の構成

第一章 戦後における虐殺研究の推移と課題

- はじめに
- 第一節 虐殺の実態究明―五〇〇七〇周年
- 第二節 虐殺の責任追及―八〇周年以降
- むすびにかえて

第二章 虐殺されたり者とその後のろう教育

- はじめに
- 第一節 「誤認」による殺人
- 第二節 漫画にえがかれたろう者の虐殺
- 第三節 虐殺されたり者とは誰か

第四節	震災後のろう教育	： ： ： ： 八 九 頁
-----	----------	---------------------------------

第三章 沖繩人虐殺とウルトラマン

はじめに	： ： ： ： 九 六 頁	
第一節	検見川事件―虐殺された地方出身者	： ： ： ： 九 九 頁
第二節	検見川事件の公判と求刑	： ： ： ： 一 〇 六 頁
第三節	「怪獣使いと少年」にえがかれた虐殺	： ： ： ： 一 二 一 頁
第四節	脚本家・上原正三について	： ： ： ： 一 四 六 頁
むすびにかえて	： ： ： ： 一 五 四 頁	

第四章 在日二世の朝鮮人虐殺ドキュメンタリー―映画

はじめに	： ： ： ： 一 六 四 頁	
第一節	映画に出会うまで	： ： ： ： 一 七 一 頁
第二節	ラジオ・ドキュメンタリー	： ： ： ： 一 七 五 頁
第三節	映画製作における「真の出発点」	： ： ： ： 一 八 三 頁
第四節	「観念」から「対話」へ	： ： ： ： 一 九 七 頁
第五節	「対話」の可能性	： ： ： ： 二 一 三 頁
むすびにかえて	： ： ： ： 二 二 三 頁	

第五章 千葉県における朝鮮人虐殺の調査と追悼

はじめに

第一節 ながの原の虐殺と実行委員会

第二節 出版後の反響と課題

第三節 遺骨の発掘

第四節 慰霊碑建立

第五節 その後の活動について

むすびにかえて

終章

・ 結論

： 二三四頁

： 二三六頁

： 二四七頁

： 二五六頁

： 二七一頁

： 二七八頁

： 二八四頁

： 二九七頁

序章

・問題の所在

二〇一三年一月二日に八木ヶ谷妙子が亡くなった。九九歳だった。八木ヶ谷は、関東大震災七〇周年のシンポジウムにおいて震災時の朝鮮人虐殺に関する目撃証言をした人だった。一九二三年九月におきた関東大震災下の朝鮮人虐殺に関する研究において、聞き取り調査の貢献は大きい。震災から六〇年経た頃、各虐殺現場の地域（東京墨田区、横浜、埼玉、千葉、群馬など）に在住する人ないしは近隣の人たち（中学・高校の教員や主婦など）による聞き取り調査で「実態」解明が進んだからである。しかし二〇一三年に震災から九〇周年を迎える昨今、当時の体験者からの聞き取り調査が困難になっていく現状がある。

先駆的に同地の朝鮮人虐殺を研究していた「千葉県における朝鮮人犠牲者追悼調査実行委員会」（一九七八年発足。以下、実行委員会）という会があるが、その会の聞き取り調査によって公文書からは決して明らかにならない虐殺を解明した事例がある。八木ヶ谷妙子も実行委員会が聞き取り調査をした人だった。

その八木ヶ谷の七〇周年の時の証言一では、八木ヶ谷は震災時小学校四年生であり九歳で、萱田上（現・千葉県八千代市）に住んでいた。九月一日の地震は二学期の始業式後の帰宅時に遭遇した。その数日後の朝に村の半鐘が鳴った。子どもも含めた村人たちが広場に集まり、つながれた人を囲んだ。その人はつながれたまま共同墓地に連れて行かされた。辿り着いた先にはすでに穴が掘られており、連れてこられた人は目隠しをされ松の木に縛りつけられていた。その人は朝鮮人であり、銃で撃たれた後、穴に埋められたという話を後で聞いたが、八木ヶ谷本人はその瞬間を見ていない。その場の異様な雰囲気を恐れ、朝鮮人が殺される前に家に走って帰ったという。八木ヶ谷は七〇周年のシンポジウム以降、この体験談を震災関連の学習会などで語った。国立歴史民俗博物館の関東大震災の展示にも、八木ヶ谷の証言映像が残されている。一九九五年には地区の人たちと、もと共同墓地である中台墓地に慰霊碑を建立した。その後二〇〇三年にも「もくれんの家」（正式にはNPO法人「共に生きる国際交流と福祉の家」）を立ち上げ、韓国からの留学生を支援したり、朝鮮学校の子どもたちとの交流を深めていった。そのきっかけになつたのが、縛りつけられていた朝鮮人の記憶であり、「なぜ、彼がいわれなく殺されねばならなかったのか」という思いを抱き続けていたことによる二。

私が八木ヶ谷と会ったのは二〇〇八年九月七日に八千代市でおこなわれた、実行委員会主催の慰霊祭の時であったが、その日はたいへん暑い日で八木ヶ谷は車椅子に乗ってきていた。八千代市での慰霊祭は、毎年九月におこなわれ、最初に観音寺にある慰霊碑の前で犠牲者を供養した後、市内にある慰霊碑を巡って実行委員会により慰霊碑が設立された経緯を説明される。最後にまわった中台墓地の慰霊碑の前では、八木ヶ谷が車椅子から降りて、すくつと立ちあがり当時の体験談を語った。自分が体験したことを後世に伝えなければならぬという強い意志を感じた。

よこ一〇年での聞き取り調査は戦後史研究としての調査がじよじりに増加している傾向にあると思うが、やはり戦争体験者の聞き取りが盛んにおこなわれているといえるだろう。日本オーラル・ヒストリー学会の学会誌『日本オーラル・ヒストリー研究』（創刊号二〇〇六年）第九号二〇一三年のこれまでの研究を見ても、被爆、満蒙開拓、沖繩戦、東京大空襲などの体験者の聞き取り調査による研究があり、第三号では「戦争・植民地期―オーラル・ヒストリーの視点から」、第五号では「戦争の記憶」の継承可能性とオーラル・ヒストリー」という特集が組まれている。特に第三号の特集では「なぜ、今「戦争」と「植民地期」なのか？」という問いに対して中尾知代は次のようにいう。

戦争・植民地期の経験者の高齢化が進み、当時社会的中核にいた人々の体力や記憶も薄れていくなかで、戦争・植民地体験をもたない日本人が人口の七割を超えた二〇〇六年。「当事者たち」は語り残したいと願い、聞き取る側も「時間との勝負」を感じていた。イラク戦争をはじめ次の戦争に備え次々と法律も変えられていく中で、「オーラル・ヒストリー」を通して、戦争の個人の視点や体験、被植民地側の感情や実態を整理・再検討して、過去を現在と未来につなげることは、戦後六一年目の年だからこそ、意義深いと私は考えた三。

「時間との勝負」には、いずれ到来する戦争体験者が不在の時代への憂慮がある。多くの歴史研究者には当事者の聞き取り調査を通じて戦争研究における実態への追求に関心があるが、単に埋もれていた歴史を明らかにするということだけではなく、戦争体験者が存在する時代の感覚を継承していくことという意志があるのだと思う。それはイラク戦争の有事立法など同時代的な問題に対する懸念と関係している。〇年の朝鮮人虐殺研究からの関心からすると、社会問題としてここ一〇年の日朝・日韓関係や日本人の朝鮮人認識を考えず

にはいられない。二〇一三年二月九日に「不逞鮮人追放！韓流撲滅デモン新大久保」と称するデモが行われた^四。参加者数は二〇〇人ほどであり、参加者のなかには拡声器で「寄生虫、ゴキブリ、犯罪者。朝鮮民族は日本の敵です」、「あなた達はね、ただの犯罪者の末裔ですよ。人殺し、強姦魔。それが朝鮮人ですよ」などと叫んだ。大阪の鶴橋では、同様のデモにより女子中学生が「いつまでも調子に乗つとつたら、南京大虐殺じゃなくて、鶴橋大虐殺を実行しますよ！！」と叫んだ。

このようなヘイト・スピーチは震災を研究するものからすると、朝鮮人虐殺の前に流れた流言を彷彿させる。関東大震災時も「不逞鮮人」が「井戸に毒薬投入、火災の先だつて爆弾投下、強姦等やる」という流言が地震発生後二、三時間ほどで発生し、それが一日経つと関東南部に一挙に拡大して、それにより軍隊や自警団が朝鮮人を虐殺した。このような歴史を知っているからこそ、ヘイト・スピーチが公然と集団でおこなわれる現代社会に恐怖を感じる。振り返つて二〇〇二年は、サッカーの日韓ワールドカップが開催され、二〇〇三年には韓国ドラマが契機となり韓流ブームがおきている。ただし、二〇〇二年九月の日朝首脳会谈で拉致問題が明るみになった時には、朝鮮学校の女子生徒が着ていたチマ・チョゴリを切られる事件などがおこっており、また二〇〇五年には山野車輪に

よる『マンガ嫌韓流』（晋遊舎）が出版されてそれが爆発的に売れた。それゆえ以前から日韓・日朝関係が必ずしも友好だったとはいえないが、大規模なヘイト・スピーチのような行為はなかった。西川長夫は学生に実施した「好きな国・嫌いな国」のアンケート（例えば一九九〇年では嫌いな国四位が北朝鮮で七位が韓国）の分析を通じて「歴史的事実を知っただけで人種的偏見は無くなりはない。朝鮮人に対して強い偏見を抱いているのは、何も知らない若い世代であるよりは、むしろ歴史的事実をある程度知っており、また加害者として朝鮮人に接した世代の人びとに多いと思われるからである」と述べるが、そうだろうか。

二〇〇九年には工藤美代子による『関東大震災「朝鮮人虐殺」の真実』（産経新聞出版）が出版されたが、同書は当時の新聞を資料として朝鮮人暴動に関する流言は虚報ではなく事実であったとし、日本人による朝鮮人虐殺は虐殺ではなく正当防衛だったと述べる。以前は同じような修正主義者もそこまでの主張はしなかった。例えば一九九六年の藤岡信勝・自由主義史観研究会による『教科書が教えない歴史』（産経新聞ニュースサービス）では、「震災後の混乱の中で、朝鮮人が井戸に毒を入れたり、放火・強盗をやつて暴れ出したりしている」というデマが警察などから流れ、「軍隊・警察・自警団が朝鮮人とみるや片っぱしから殺し」と記されている。

もっとも同書の主張は、自由主義史観研究会が、「日本人が日本の国家に嫌悪感を持つように仕向けられる歴史」を批判しているため、流言を退け朝鮮人を救ったすばらしい日本人がいるというところで、横浜鶴見の警察署長・大川常吉の行為を美談としてとりあげ重要視し、朝鮮人虐殺は後景に退いている問題がある。それでもここ一〇年の保守系の議論の変化は著しい。問題は工藤のような議論を「何も知らない若い世代」はなぜ受け入れるのかという点にある。二〇一年の東日本大震災時にも外国人犯罪の流言が流れた。一例をあげると、二〇一年三月一七日のツイッタ上で「何と仙台市の三条中学校の避難所、閉鎖！避難所用救援物資を根こそぎ、隣の外国人留学生（中国韓国で七割強）が運び出してしまい、避難所の機能停止だそうです。なぜ留学生たちに事情説明せずに配ったんだ！馬鹿なことを！」と記された。実際は、その避難所は火災のために一四日には閉鎖されていた。

この流言に関しては、早い段階でウェブ上で議員や大学教授、さらには新聞で虚偽情報であることが指摘されており拡大を防いだ。このような流言に際して、荻上チキは「治安への不安が悪化することで、地域の住民たちが自警団を形成することはしばしばあります。それが、そうした自警団による「取り締まり」が過激化し、暴力を生む事例も過去の日本にはありました」

「過去」には関東大震災が想定されていられる。被災者に限らず、関東大震災の朝鮮人虐殺について知っていれば災害時の流言に敏感になるだろうし、抑止にもなるだろう。よつて、ヘイト・スピーチや災害時の流言を批判するためにも関東大震災の歴史を継承していくことには意味がある。一方で関東大震災の体験者がいなくなると、心細さを感じずにはいられないし、戦争体験者の聞き取り調査が盛んにおこなわれている様子を見ると、うらやましさを覚える。

この心細さやうらやましさは実態を研究する上で、体験者が語ることでそれまでに明らかにされなかつた実態がわかるかもしれない。という気持ちもあるが、それ以上に体験者の語りの特徴に起因する。体験者の語りは当時の空気や緊張を備えており、聞き手はそれを感じながらその時代を想像しやすくなるからだ。

田中正敬は八木ヶ谷の死について、「朝鮮人虐殺を忘却に向かわせる道筋を想起させる」と述べている。そこには「忘却」による前述の工藤の様な議論が「何も知らない若い世代」に受け入れられることを懸念していると思われる。朝鮮人虐殺の「忘却」、またはヘイト・スピーチの原因として、安易に当時の体験者の不在に求めたはならないだろうが、それでも体験者の語りもたらず過去への想像力、過去へ接続させる力は大きいと思う。問題は当事の体験者

が不在のなかで、当時の空気が緊張を帯びた過去にどのようにつながるか。
させることができるか、想像力をかきたてさせることど
が、関東大震災から九〇周年が過ぎた現在、体験者不在の
で直面している課題である。



【八木ヶ谷妙子 二〇〇八年九月七日小菌撮影】

・ 本論文の構成

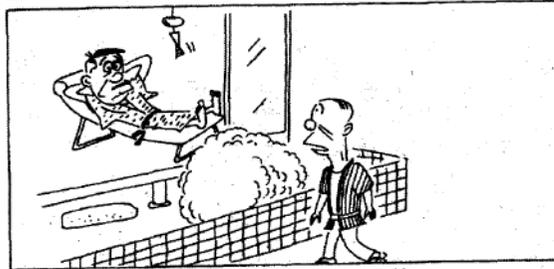
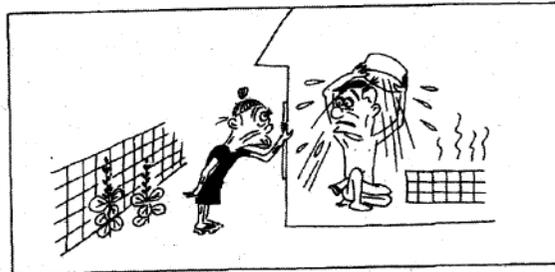
「二〇一一年三月の東日本大震災と原発事故による放射能汚染を契機に、あらためて一九二三年の関東大震災への関心が高まっていた。しかしながら、その関心は主として震災後の「復興」に向けられており、関東大震災時の朝鮮人・中国人虐殺の事実は、むしろ後景に退いているように見える」と指摘したのは鄭栄桓である^{一四}。その関東大震災であるが、戦前に多くの人びとの関心にあったのは、現代と同じように被害や復興であり朝鮮人虐殺やその他の虐殺について論じられることはあまりなかった。虐殺が本格的に論じられるようになったのは戦後になってからである。そのなかでも朝鮮人虐殺研究がさかんにおこなわれた（詳しくは第一章）。

もつともさかんにおこなわれたのは、歴史研究や歴史教育の場であつて、社会全体に強い関心があつたとは言えない。だからこそといふべきか、さかんな研究の背景にあつたのは、一九六〇年に制定された「防災の日」に象徴されるような、虐殺の忘却への懸念だと思われる。姜徳相は一九七五年に出版された『関東大震災』（中央公論社）のまえがきで次のようにいう。

読者は九月一日が防災の日に指定されたこと、その日が近づくとマスコミが災害の恐ろしさを問い直すごとに歴史の教訓

を知るだろう。破壊力を強調し、第二災害の阻止をどうするか、そのための心がまえ、防火訓練、避難用具、避難道路、避難場所の選定など、どう生き残るかの点に集中しているからである。だが、災害がいつおきても即応できる準備は必要なことである。だが、こうした震災を問うとき、なぜか震災のもつもう一つの人災、朝鮮民族の悲劇的体験をおとす傾向がある。一五

「防災の日」の九月一日は関東大震災のおきた（地震が発生した）日にあたる。防災訓練をやりながら、多くのひとびとに想起される記憶は震災であって、虐殺ではない。震災の歴史は虐殺の歴史をおい隠し、そして忘却へつながる、そう思うからこそ歴史研究や歴史教育の場では、虐殺についてくりかえし議論されるようになった。



成田龍一は「関東大震災のメタヒストリー」のために「報道・哀話・美談」一六のなかで関東大震災（もつとも地震直後は「大正震災」、
「大震災火災」などさまざまな呼称があったが一七）の同時代の「報道・哀話」・「美談」の叙述から「個人的体験が、集団的な体験として記憶されていく仕組み」一八を明らかにした。成田の議論は、震災における個人的な体験が、国民の物語に回収され、そのなかで国民としてあるべき価値やモラルまでがつくられていくことを明らかにしている。

朝鮮人虐殺に関しては、朝鮮人の暴動に関する流言を否定して暴動を鎮静化させた話や、虐殺されそうな朝鮮人を救出する話、そのような「美談」を分析している。成田は、救出する日本人の「主人公と自警団が対抗的に描かれることは、虐殺に手を下した人びと（自警団）を「われわれ」から除外し、「かれら」の行為として虐殺をとらえる認識を示す」と指摘している一九。そうになると、朝鮮人虐殺は「単なる背景」善行をひき出すための前提になり、また自警団の責任も追及されなくなってしまう二〇。

このように成田の議論は、当時いかに虐殺が隠蔽されたか、国民の物語から排除されたかを知ることができ、一方で、戦後の朝鮮人虐殺研究の叙述はどうかを知ることや問わざるを得なくなる二一。二〇〇三年にこの論文が『近代都市空間の文化経験』（岩波書店）に収

められた際には、後ろ書きで次のようにいう。

従来、関東大震災を歴史学が論ずるときには、流言と朝鮮人や中国人への虐殺に焦点が当てられていた。それは今後とも、繰り返し論じられ検証されなければならない重要なテーマであるが、大震災そのものは十分に分析できないというらみが残った。通史の叙述においてさえ、大震災は「描写」にとどまり、分析的な叙述がなされていないように思われ、いわば都市空間の「災害」をどのように叙述するかを、本稿では試みたのである。

二二

この指摘は、戦後の朝鮮人（中国人）虐殺研究によって、「災害」が後景に退いてしまったことへの批判がある。この議論の先には災害による死者から、都市や地方の関係、労働問題などの社会問題をどうとらえるか新しい研究の可能性があるだろう。

ただ、私にはこの論文から虐殺研究の別の側面の問題を感じた。二〇〇三年といえ、関東大震災から八〇周年が経ち八月の終わりには虐殺研究のシンポジウムが開かれた。この時の議論は、国家責任への追及に力点が置かれていた。その頃は、私はまだ大学院生ではなかったが、虐殺研究に関心があつて参加した。その時に私が感

じたのは、参加者の多くが高齢者だということも一つあるが、国家責任への問い方に対する違和感である。山田昭次は講演で「日本の民衆が有終の美を為してほしい、辛いけれども、自分が殺したと認め、そしてなぜ殺したかということについて国家責任と対決していくこと、民衆責任を果たすことが完結する」といった^{二三}。

この講演は、いやそれまでの虐殺研究は、基本的に被害者^二「朝鮮人」^一／加害者^二「日本人」^一という二項対立で議論している。それは、戦前は「日本人」だからこの虐殺の責任を負わされるというような、虐殺研究の問題意識と、その成果としての国家責任追及への運動が、戦前とは異なる形だが、同じ国民の物語に回収されていくのではないのか。そのような疑問を感じさせられる。

虐殺の当事者でもなく、その世代でもない人が、「自分が殺した」ことを認めることができるだろうか。まさに、同じ「日本人」だから虐殺を認めさせようとするところか。それが、「日本人が日本の国家に嫌悪感を持つように仕向けられる歴史」ではない修正された物語を「何もしらない若い世代」に受け入れさせる土壌を形成しているのではないだろうか。それは、そこからこぼれない記憶として、顕在化されずに漂

っているのではないだろうか。本論文の目的の一つは、虐殺の歴史のなかに失われた記憶をよみがえらせることであり、もう一つはその記憶を国民の物語に回収されないように、いかに継承できるかをえがくことにある。以上をふまえて本論の構成は以下のようになる。

第一章は、これまでの虐殺研究の推移とその課題を論じる。虐殺研究が本格的にはじまった、五〇周年以降の専門の歴史研究者や地域研究者の成果と課題について論じる。

第二章は、これまで議論されなかつた問題として、聴覚障害者である、ろう者の虐殺について論じる。歴史研究には登場しなくても、ろう者の間では虐殺されたり者の記憶がひっそりとはあるが、継承されてきた。しかし、一方でろう者の間でも多くの人には知られていない出来事だった。その背景として震災後のろう教育も検討する。

第三章は、検見川事件について論じる。同事件は九月五日に千葉県検見川町でおきた虐殺である。ここで殺されたのは、秋田・三重・沖縄各県の地方出身者である。第二章もそうであるが、朝鮮人にも違えられて虐殺された日本人の研究はこれまでほとんどされていない。その問題を克服するための一つとして、この事件を取り上げる。そのなかで沖縄人が被害された事実を検討するわけではない。しかし、朝鮮人の沖縄人たちにこの事実があまり伝わっていない。

唐殺は自らがおかれています立場の危機意識から記憶される出来事だ
つた。そこらへんがつかれた作品の一つの例として沖繩人の脚本家に
よるウルトラマンについて言及する。
充功監督は、在日朝鮮人二世のドキュメンタリー映画監督である呉
画として『隠された爪跡』と『払い下げられた朝鮮人』の二作品が
ある。これらの作品は映画評論では論じられたことがあつた。この
ころ半生からの虐殺研究では呉監督を論じたものがない。この
監督、第五記憶の継承のあり方を検討する。朝鮮人虐殺の調査と犠牲者
追悼にとりくんできた、千葉県における関東大震災と朝鮮人犠牲者
追悼調査実行委員会の活動について論じる。一九八三年に出版され
た『いわれなく殺された人びと』関東大震災と朝鮮人『(青木書店)
は、当時の実態研究の一つの到達点だつた。その後の遺骨の発掘、
慰霊碑建立の取り組みを中心分析すること、特に加害の記憶はい
かに継承されるかを論じる。

序章・註

- 一 以下の八木ヶ谷の証言は、関東大震災七〇周年記念行事実行委員会『この歴史永遠に忘れず』（日本経済評論社、一九九四年）、八七―九二頁。
- 二 二〇一三年二月四日『朝鮮新報』。
- 三 中尾知代「第四回大会報告・シンポジウムを振り返って―戦争・植民地・オーラルヒストリーの今」『日本・オーラルヒストリー研究』第三号（日本オーラル・ヒストリー学会、二〇〇七年）、一頁。
- 四 以下の、ヘイトスピーチに関しては師岡康子『ヘイト・スピーチとは何か』（岩波書店、二〇一三年）、二、三頁から引用。その他、日朝・日韓関係の記述は同書を参照。
- 五 この流言は、「一兵士の手記」（千葉県東葛飾郡市川町の野戦重砲兵第一連隊第六中隊に所属する久保野茂次の日記）『関東大震災五〇周年朝鮮人犠牲者追悼行事実行委員会・調査委員会』『歴史の真実―関東大震災と朝鮮人』（現代史出版会、一九七五年）、一四頁から引用。
- 六 西川長夫『増補 国境の越え方 国民国家論序説』（平凡社、二〇〇一年）、四六頁。なお、同書には二〇〇〇年度の学生アンケートの結果も載っているが、そこには全体として嫌いという人の多かつた国（一、三位のどれかに入った国）の一位が北朝鮮で、七位が韓国という結果である（六五頁）。もし、現在おこなったら韓国もつと上位になるのではなからうか。
- 七 工藤への実証的な批判は、山田昭次「関東大震災・朝鮮人虐殺は

- 「正当防衛」ではない』『世界』（岩波書店、二〇一〇年一〇月）に
くわしい。
- 八 野田芳朗「大震災後、朝鮮人を守った警察署長」藤岡信勝・自由
主義史観研究会『教科書が教えない歴史』（産経新聞ニュースサービ
ス、一九九六年）、一二六、一二七頁。
- 九 同前、藤岡信勝「はじめに」、一〇頁。
- 一〇 荻上千キ『検証 東日本大震災の流言・デマ』（光文社、二〇
一一年）、五一頁。
- 一一 同前、五一―五三頁。
- 一二 同前、五六頁。
- 一三 田中正敬「関東大震災時の朝鮮人虐殺をめぐる論点」『歴史地
理教育』八〇九号（歴史教育者協議会、二〇一三年九月）、一〇頁。
- 田中に「忘却」を想起させたものとして、八木ヶ谷の死の他に横浜・
東京の歴史副読本の改変による虐殺の文言削除もあげている。
- 一四 同前、鄭栄桓「関東大震災下の朝鮮人虐殺と国家責任」、一八
頁。
- 一五 姜徳相『関東大震災・虐殺の記憶』（青丘文化社、二〇〇三年）、
六頁。同書は、『関東大震災』（中央公論社、一九七五年）の増補改
訂版である。
- 一六 成田龍一『近代都市空間の文化経験』（岩波書店、二〇〇三年）
所収。初出は「関東大震災のメタヒストリーのために―報道・哀話・
美談―『思想』特集「歴史の詩学」第八六六号（一九九六年）。以下
の引用は『近代都市空間の文化経験』による。

- 一七 成田によると、「関東大震災」の初出は、宮武外骨が刊行した『震災画報』第一冊（一九二三年九月二十五日）とする。九月から十月にかけて刊行された東京日日新聞や主婦之友社の画報、万朝報記者・波田紅塔編『関東大震災実記』（有朋堂・長文堂、一九二三年一月）など（初期だとされる。地学的には、ただちに「関東大地震」と命名された（松山基範『関東大地震の真相』古今書院、一九二八年）。同前、一九八頁。
- 一八 同前、一九八頁。
- 一九 同前、二三一頁。
- 二〇 同前、二三一頁、二三二頁。
- 二一 成田は一九九六年の初出論文の段階から、「関東大震災のメタヒストリー」の「ためには、いまひとつ、朝鮮人・中国人への虐殺・暴行の出来事を叙する詩学の検討も不可欠ではある」と述べ、この点を射程に入れて（同前、二三二頁）。
- 二二 同前、二三六頁。
- 二三 関東大震災・周年記念行事実行委員会『世界史としての関東大震災』アジア・国家・民衆（日本経済評論社、二〇〇四年）、一六頁。

第一章 戦後における虐殺研究の推移と課題

はじめに

一九二三年の関東大震災では、多くの朝鮮人が日本人に虐殺された。戦後歴史学では、これらの虐殺に関する研究がおこなわれ、軍隊・警察・自警団による虐殺の実態や当時の軍隊の責任問題が中心に検討されてきた。

関東大震災時の朝鮮人虐殺の社会的な背景に植民地支配があることはこれまでたびたび指摘されてきた。震災時、官憲側にとって被支配者の抵抗（三・一独立運動や「内地」における社会運動など）は恐怖と警戒を抱かせ、一方で自警団として虐殺に加担する多くの日本人下層労働者にとつては、自分たちより低賃金で働く朝鮮人労働者に反感をもつていた。もとも日本に由来した朝鮮人労働者たちは、日本の植民地支配における土地の収奪が大きなきっかけになつてゐる。

歴史的に考えれば朝鮮人虐殺は単に一九二三年の地震による混乱がもたらしたものでなく、一九一〇年の韓国併合以前からの植民地支配への過程から原因を探る必要がある。震災によつて露呈した

社会問題に目をそむける人たちは、そのはじまりが自然災害によることで偶発的なものだと考えるが、重要なのは災害以前に、問題自体は既に社会に潜んでいたということである。

しかし、関東大震災後すぐに多くの人のびとに関心が集まったのは、被災や復興であり朝鮮人虐殺やその他の虐殺について論じられることは、わずかに吉野作造や山崎今朝弥らの各評論、またはプロレタリア文学の作品などに登場しただけで、あまり存在しなかつた。虐殺が本格的に論じられるようになったのは戦後の歴史学の分野においてである。なかでも朝鮮人虐殺研究がさかんになる。その関東大震災の朝鮮人虐殺に関する研究は、一九五八年の斉藤秀夫による研究^四を嚆矢とし、四〇周年の一九六三年に姜徳相・琴乗洞『現代史資料(6)』(みすず書房)が出版されて以降、その資料をもとにして研究がさかんになってくる。その朝鮮人虐殺に関するのは特に一〇周年ごとの節目にまとまった研究が出版される傾向にあるので、以下一〇周年ごとに虐殺研究の推移と課題を検討する。

第一節 虐殺の実態究明―五〇〇七〇周年

五〇周年頃、歴史学者によるトータルな実態研究として、関東大震災五〇周年朝鮮人犠牲者追悼行事実行委員会（代表・高橋碩一、他執筆者・今井清一、齋藤秀夫、犬丸義一、松尾章一、鬼頭忠和、中村新太郎）編『歴史の真実―関東大震災と朝鮮人虐殺』（現代史出版会、一九七五年）、姜徳相『関東大震災』（中央公論社、一九七五年）が相次いで出版された。これらの研究では政府側の資料、当時の新聞・雑誌、目撃者の証言・日記から、関東（東京・神奈川・千葉・埼玉・群馬）における朝鮮人虐殺の実態をえがいた。

それぞれ著作では、震災の混乱がもたらした不幸な事件として虐殺を位置づけることを批判している。例えば高橋碩一は、「虐殺の原因について、「当時の通信、交通の途絶による人心の不安、動揺、流言の発生」のため、とのみ説明し、あたかも自然発生的な「不幸な事件」であった、と述べるような歴史記述もいまだにあとを絶たない「五と批判している。また姜徳相は「単純に考えれば、混乱のなかに流言があり、人心が動揺し遺憾の点が生じた。犠牲者には気の毒であるが、当時の実情から考えてやむをえないことであつた、ですむことかもしれない。現にそうした弁明とも開きなおりともつかぬことをいう人もいる」六と批判している。

また、それぞれの本の構成も似ている。例えば『歴史の真実―関

東大震災と朝鮮人虐殺』の第一部は、「大震災と朝鮮人虐殺の真因の究明」セとなっており、「1 一兵士の日記」(冒頭に新資料、震災の状況、天皇の詔書)、「2 軍の出動と警察力の回復」、「3 朝鮮人暴動の流言」、「4 戒厳令の施行と臨時震災救護事務局」、「5 朝鮮人の虐殺と迫害」、「6 自警団への煽動と取締り」、「7 亀戸事件と大島町事件—王希天事件」、「8 思想弾圧とこれへの抵抗」と各章が構成されている。『関東大震災』では、「I 戒厳令の発布」、「II 流言の発生」、「III 流言の伝播工作」、「IV 軍隊の出動」、「V 自警団の活動」、「VI 朝鮮人総検束」、「VII 犠牲者調査」、「VIII 自警団の検挙」、「IX 社会主義者の問題」という構成になっている。いずれも地震後の戒厳令が問題とされ、朝鮮人暴動の流言が軍隊の行動に対して大義名分を与え、自警団の虐殺より軍隊の虐殺が先行してえがかれる。これはすでに一九六三年に出版された、前述の『現代史資料(6)』の構成と同じである(第一部「政府の処置と対策」(主に戒厳令が発令される過程の資料が所収)、第二部「流言と虐殺」、第三部「強制収容と労働」、第四部「事件の反響」、第五部「論評その他」)。

震災から四〇年、五〇年後あたりには、虐殺の全体をとらえる構造は、戒厳令—流言—軍隊の虐殺—自警団の虐殺(その後は習志野収容所への収容、自警団の裁判などと続く)として確立している。

なお、『歴史の真実——関東大震災と朝鮮人虐殺』、『関東大震災』ともに、戒厳令が布かれる前の導入として震災がえがかれている。「午前一時五八分四四秒」、「マグニチュード七・九」という象徴的な時刻と規模によって記されている。戦前の関東大震災の語りは「午前一時五八分」から「震災」が語られるが、戦後は「虐殺」が語られた。もつともその「虐殺」も歴史研究や歴史教育の場が中心で、世間で語られるようになったとは言えないだろう。

ところで、官憲の行動を虐殺の原因として最も重要だととらえ、その問題を追求する叙述のあり方は、実は戦後の歴史学がはじまりではない。震災から一年後の一九二四年、山崎今朝弥の『地震憲兵火事巡查』（平民大学刊）には、次のように記されている。

戒厳令もなく軍隊も出なかつたら、機関銃も大砲もなく、銃剣も鉄砲も出なかつた。人気も荒まず、大和魂も騒がず、流言飛語も各々その範を越えなかつた。暴民も兇徒もなく、自警団も在郷軍人も起たなかつた。そして総ての問題も自然起らなかつたに相違ない。ハ

山崎による問題の追及は、戒厳令や軍隊の問題に集約される。よって排外的なナショナリズム（「大和魂」）によって民衆が拡大した

朝鮮人暴動の流言、自警団の虐殺は、軍隊による流言の拡大や虐殺よりも責任が軽くなつてしまふ。

このような視点は戦後の研究でも同様である。よつて、『歴史の真実―関東震災と朝鮮人虐殺』では、朝鮮人暴動の流言について「自警団の指導的役割をもつた都市中間層の排外ナシヨナリズム、さらに、それにひきずられていった一般民衆の意識についても考える必要がある」としつつも、最終的には「民衆の排外ナシヨナリズムの責任は、官憲にその大きな部分がある」としている。

さらに「朝鮮人への迫害虐殺行為は、民衆本来の姿ではなかつた」としたうえで、「流言が流布されても、日本民衆の大多数は防衛的であり、恐怖心におののいていた。そのさい、とくに攻撃的に戦闘心を燃やした層は、特定の社会層―都市貧民層―なかでも「半プロ的な職人層」―〇―であつたとしか考えられない。この特定の層を動員し、暴行にかりたてたものは軍と警察の流す「情報」であり、その黙認・奨励であつた」としている。つづいて、自警団の「装備は貧弱であり、朝鮮人・中国人に対する基本的態度は「同行」であつた」と述べる。

自警団に対するこの認識に対して、姜徳相は『関東大震災』のなかで次のように批判している。「装備が貧弱であつたからこそ、その殺し方はいつそうむごたらしく息の根をとめるまで多数の人間がか

かわりあった」と一三。しかし、その妻も朝鮮人虐殺を「官民一致の殺人」とその主体を位置づけながらも、「天下晴れての人殺し」とよくいわれるが、自警団員を殺人鬼にしたのは、まったく官憲の責任であった」と一四としており、虐殺を率先しておこなった官憲・軍隊は民衆の責任以上に罪を重く見ている。

次に六〇周年だが、この頃は地域における掘りおこし研究が盛んにおこなわれた時期だと言える。例えば、千葉県における朝鮮人犠牲者追悼・調査実行委員会『いわれなく殺された人びと』（青木書店、一九八三年）、関東大震災六十周年朝鮮人犠牲者調査追悼事業実行委員会編『かくされた歴史―関東大震災と埼玉の朝鮮人虐殺事件―増補保存版』（一九八七年）などがそうである。

この頃の研究で顕著なのは、研究者が大学教員に限らず、地元や近隣に住んでいる地域研究者（小・中・高の先生、市役所職員、主婦など）だったことである。また、地域での聞き取り調査の充実から、体験者の証言によって既存の文字資料が伝える実態を補充し、虐殺をより詳細に明らかにした。さらには、公文書からは絶対に知り得ない実態が明らかになったりした。千葉県の場合、習志野収容所周辺の村落に一度収容された朝鮮人を下げ渡ししておこなわれた虐殺がそれである。こうして地域における掘りおこしの成果は、それまでの朝鮮人虐殺に関する実態の内容を充実させた。もう一つ、

特徴を付け加えるならば、地域における掘りおこしでは、しばしば朝鮮人犠牲者の追悼もかねていた。この頃の地域研究者の問題のとらえ方だが、「いわれなく殺された人びと」では、「加害者である村人はもちろんだが、払い下げた軍の責任がより強く追及されなければならない」^{一五}と述べている。また『かくされた歴史』には次のように記されている。

埼玉における朝鮮人虐殺事件ですが、この埼玉の事件の特徴とした直接手をくだし凶行をおこなっている主人公は、軍隊や警察ではなく、自警団であり、一般民衆でした。しかし調査活動の中でもあきらかにされておるとおり、震災の混乱の中で朝鮮人に目を向けさせ、自警団の組織化をうながしたのは内務省の示唆をうけて発した県の通牒であったことはいまでもありません。そして、「日韓併合」以来、絶対主義的天皇制のもとで、独占資本や大地主など、支配階級の影響をうけてつちかわれてきた朝鮮人に対する偏見、蔑視、そして警戒心、さらに日清・日露以来の排外的ナショナリズムが民衆の意識の中に基盤として存在し、これが戒厳令の施行によってあおられた結果、起った事件とみるべきでしょう。だからといって単純に、これは手を下した人たちが免罪されるものではないにしても、これは

いようなれば、日本帝国主義の罪業がいかに民衆を毒していたかを示すものです。一六

以上のように地域研究者達も姜徳相の枠組みを基本的に踏襲している。どうしても、下部構造（民衆）に対する上部構造（軍隊・警察・内務省）の階級的支配という構図で虐殺の原因・責任がとらえられていく。軍人や警察は民衆ではないのか、または、「日本帝国主義に毒される民衆」は、はたして受身だったのだろうか、という疑問がわいてしまう。

ただし、一方で地域研究者は地域住民からの聞き取り調査を通じて、虐殺の構造を単純にはとらえていない。実行委員会は「村人の過去をあげて追及するためではない」とし、軍隊が朝鮮人を村人に渡すことによつて収容所周辺の虐殺がはじまったことから「朝鮮人が被害者である」という意味とは違つてはいるが、虐殺に加わつた村人たちもまた、被害者の側面をもつてゐる」と指摘している。これは単純な加害者「日本人」、被害者「朝鮮人」という二項対立でとらえていないことを意味している。実行委員会は「聞き取りの中では、一度話してくれた人が二度目には知らないと拒否したり、自分で認めながらも事実がわからないとぼかさされてしまふ相手にしなれば出会う」と述べている。そのような経験から、地域にお

いて「重く長く苦しめつづけてきた」問題が横たわっているとの認識
すること、加害と被害の両面をもった問題として位置づけたのだ
と思われ。と
さて、再び研究の動向に戻るが、七〇周年には、関東大震災七〇
周年記念シンポジウムが開催される。翌年、関東大震災七〇周年記
念行事実行委員会編『この歴史永遠に忘れず』（日本経済評論社、一
九九四年）が出版されるが、同書はシンポジウムの記録集である。
シンポジウムでは研究の専門家や地域研究者が一同に会し、それぞ
れの研究成果が共有された。また序章で紹介した八木ヶ谷妙子も、
このシンポジウムにて当時の体験を語った（それによって実行委員
会は萱田上の虐殺を知る）。体験者の話が聞けるギリギリの時代だっ
た。
しばらくのちの一九九七年、松尾章一監修の『関東大震災 政府
陸海軍関係史料』ⅠⅢ卷（日本経済評論社）が順次出版された。
同資料集は軍隊の虐殺について記された貴重な内部資料「秘」関東戒
厳司令部詳報「震災警備ノ為兵器ヲ使用セル事件調査表」が所収
されている。資料を編集したメンバーには、地域研究者も含まれお
り、七〇周年のシンポジウムにみられるような研究者の連帯も感じ
られる。
なお、七〇周年頃には、虐殺された中国人や社会主義者（亀戸事

件)の研究も出版された。中国人虐殺に関しては、仁木ふみ子の『震災下の中国人虐殺 中国人労働者と王希天はなぜ殺されたのか』(青木書店、一九九三年)、亀戸事件に関しては、加藤文三『亀戸事件 隠された権力犯罪』(大月書店、一九九一年)、藤田富士夫・大和田茂『評伝 平澤計七』(恒文社、一九九六年)などである。ただし、七〇周年シンポジウムでは、姜徳相が「三大事件」(朝鮮人虐殺・大杉栄事件・亀戸事件)、あるいは「五大事件」(中国人虐殺・沖縄人虐殺)とまとめて論じる人を批判している。

姜によれば「研究が進むにつれ、中国人も虐殺された、沖縄人も東北人も殺された」という事実が明らかにされたが、こうした中で朝鮮人虐殺事件を差別一般の問題に普遍化する傾向はかえって強まったと考える。一九と述べている。そのなかで社会主義者は加害者側である自警団に参加しており、また殺害された日時が遅い点、官憲による「密室犯罪」から「別の事件」であるとし、中国人や沖縄人はただの「巻き添え」だという。

姜の主張は三大事件や五大事件について朝鮮人虐殺と他の虐殺が並行して論じられることで、差別一般に普遍化されてしまうことを問題として、個別に論じるべきだということに批判の着眼があると思いが、引用文にある様な言い方だと、朝鮮人虐殺以外の研究がしづらい。姜のこの見解は、すでに六〇周年に主張されていたことで

はあ。そこでは、次のようにいつている。

個々の生命の尊厳に差のあるはずはないし、異をとなえるわけでもないが、家族三人の生命、一〇人の社会主義者の生命と六〇〇人以上の生命の量の差を均等視することはできない。質量の問題は質の問題であり、事件は全く異質のものである。異質のものを無理に同質化し、並列化することは官憲の隠蔽工作に加担したと同じであるといえよう。

前二者（亀戸事件、大杉栄事件）が官憲による官憲の完全な権力の密室犯罪であり、自民族内の階級問題であるに對し、朝鮮人虐殺事件は日本官民一体の犯罪であり、民衆が動員され、朝鮮を峻別しなればならない。この相違を峻別しなればならない。

しかし、日本での問題のとりあげられ方は事件後からこんにちまで、著書が強調したのと逆の順で関心が強いようである。

このような姜の認識は、五〇〜八〇周年まで変化がない。しかし、実際にこれまで見てきたように、戦後の歴史研究や歴史教育の場で議論される関東大震災研究は多くが虐殺研究であり、さらに中心は

朝鮮人虐殺だった。三大事件を論じる研究者が多い理由として、姜
によれば「社会主義者、またはその心情的同調者が多かったことか
らくる身びいき」をあげているだろうか。しかし、「身びいき」から姜自
身は距離をとっているのだろうか。せっかく新しく研究がされるよ
うになった中国人、沖縄人、東北人の虐殺が事件の本質が「巻き添
え」だからということでされなくてもいいのだろうか。姜は「日本
人にとつて、朝鮮人虐殺は民族問題ではなく、「日本史」の問題でし
かない」と言うが、私からすれば、姜が期待する関東大震災時の虐
殺研究は「朝鮮史」でしかない。
このような問題を含みつつも、以上みてきたように、関東大震災
から七〇年経ったあたりは、朝鮮人虐殺を中心に、中国人や社会主
義者の虐殺の実態について、新資料の発見や各地域の掘りおこしに
よつてさらに明らかになって、それがさまざまな立場の研究たち
共有されたといえる。そして、それが虐殺研究のピークだった。

第二節 虐殺の責任追及——八〇周年以降

次に八〇周年であるが、二〇〇三年九月一日は、長年、朝鮮人虐殺の問題を追求し、リードしてきた研究者たちの本が三冊出版された日であった。一九七五年に姜徳相が出した『関東大震災』を増補改訂して出した『関東大震災・虐殺の記憶』（青丘文化社）、松尾章一の『関東大震災と戒厳令』（吉川弘文館）、さらに山田昭次の『関東大震災時の朝鮮人虐殺——その国家責任と民衆責任』（創史社）の三冊である。姜の著作は、一九七五年版より約三十年の間で収集した資料や、他の研究をふまえたうえで、前作品の資料的根拠を増やした。虐殺の詳細をより明らかに検討したものになっている。松尾は前述の「秘」関東戒厳司令部詳報を紹介しつつ、これまでの研究を補完した。姜や松尾が論ずる虐殺は当時の実態から官憲の問題を追求するものであるが、山田の著作はそれとは異なり興味深いアプローチで虐殺について論じている。

山田の著作の第一章「関東大震災時の朝鮮人虐殺事件をめぐる私たちの精神状況を探る」では虐殺による朝鮮人犠牲者の墓碑、追悼碑を検討し、建立当時の「精神状況」や「思想的な問題状況」を考察している。それによれば、戦前に建てられた墓碑や追悼碑に「生霊」や「無縁仏」として記されただけで、虐殺の犠牲者である朝鮮の主体は記されなかった。戦後になって虐殺の犠牲者である朝鮮

人が明記されるようになったが、建立の推進の中心は朝鮮人であり、虐殺の主体については一つの例外（一九四七年に在日朝鮮人連盟千葉県本部が建立した追悼碑）を除いて存在しなかった^{二三}。それが日本人民衆の問題であり、「日本人民衆が朝鮮人を虐殺した罪を告白しない限り、日本民衆をそこに追い込んだ日本国家のより大きな罪はかくされ続ける^{二四}と述べ民衆責任を問うている。しかし、ここでも基本的な枠組みはかわらずに、「日本国家のより大きな罪」に象徴されるように、国家／民衆の二項対立、上／下の支配構造を前提に罪や責任の軽／重（大／小）を論じている。

三者の本が出版される直前の八月三〇日・三十一日は、関東震災八〇周年のシンポジウムが開かれた。七〇周年と同様にシンポジウムの記録集がある。関東震災八〇周年記念行事実行委員会編『世界史としての関東震災—アジア・国家・民衆—』（日本経済評論社、二〇〇四年）である。八〇周年のシンポジウムでは虐殺の実態を検討するよりは、国家責任追及に重きが置かれた。象徴的なのは日本弁護士連合会による小泉純一郎内閣への勧告で、そこには、虐殺に對する日本政府の責任を明らかにすること、それに対して謝罪すること、再発防止措置をとることが要求されている^{二五}。

また山田昭次による講演は、「関東震災と現代—震災時の朝鮮人殺害事件と国家責任・民衆責任」といったタイトルのおり、責任

追及に主眼があつた。山田はその講演のなかで「問題なのは、日本人が建てた碑、ないしは日本人が殺したと書いたものはまだひとつもないという現状」であり、「私も日本人です。碑文の筆者も書きづらくなつてしまつたのでしよう」といふから、碑文の筆者も書きづらくなつてしまつたのでしよう」と言ひ、^{二六}次のように述べた。

なぜ民衆が朝鮮人を殺したかといふと、官憲がデマを流したからであります。あるいは習志野騎兵連隊が村人に朝鮮人を殺せと渡したからであります。だから民衆が朝鮮人を虐殺したと書いた上で、次に「中略」日本の民衆が有終の美を為し、国家責任が浮上して、私も「自分が殺したと認め、そしてなぜ殺したかといふ辛いことに、ついでに国家責任と対決していくこと、民衆責任を果たすこと」が完結するのではないだろうか。私は考えています^{二七}。

引用における山田の「民衆が朝鮮人を虐殺したと書いた上で」といふ発言は、当時の段階で「日本人」が中心になつて建てた震災関連の碑には、そのような言が書かれていないこと、問題を建てた慰

霊碑も含まれる。実行委員会は八〇周年のシンポジウムでは犠牲者遺骨の発掘（一九九八年）と慰霊碑建立（一九九九年）に関しての会の活動を報告した。その慰霊碑の表面には、大きく「関東大震災朝鮮人犠牲者慰霊の碑」と記された他、建立された日付しか記されていない。裏面は「八千代市高津区特別委員会委員長」の名前、「高津区民一同」、「観音寺住職」の名前、実行委員会委員長の名前、施工社名しか記されていない。

その後二〇〇九年九月に「関東大震災時に虐殺された朝鮮人の遺骨を発掘し追悼する会 ほうせんか」によって「悼 関東大震災時韓国・朝鮮人殉難者追悼の碑」が荒川河川敷（東京都墨田区八広）に建立された^{二八}。同碑には虐殺の主体と経過が記されている。しかし、こうした碑が立つことで「有終の美」に向かっているのだからか。虐殺の問題は「完結」されるのだろうか。

被害^二「朝鮮人」/加害^二「日本人」という二項対立のなかで山田は、現在の「日本の民衆」のなかに自己を位置付けている。さらに「自分が殺した」と認めることを必要としており、当時の虐殺の主体とも自己を同一化している。その上で民衆責任として国家責任を追究することが「日本の民衆」に課せられている。国家責任の追及する問題意識と、自己の位置づけは他の研究者にも共有されていよう。例えば、松尾は「この歴史（関東大震災下の虐殺）を正

しく学習して、日本のすべての国民の共通の歴史認識にするための歴史普及運動を活発に展開することが必要である。これを加害者である日本人だけの運動ですすめるのではなくて、被害者である韓国・朝鮮・中国の民衆や知識人との国際的連帯運動として成功させたい。「二九」という。また、姜は「著者が被害民族の一員として告発の刃をつきつけることになってはいけない」、「できればこの仕事は日本人自身の歴史の問題として追求してもらいたい、このためらしい心」もあつたが、「一方で被害者の立場から「血債」の決算書をつくっておくことも必要であろうと思つた」三〇という。

八〇周年のシンポジウムに参加した時に私が感じたのは、参加者の多くが高齢者だということである。報告者たちは五〇周年の頃から活躍し、七〇周年のシンポジウムにも参加していたであろう、専門家や地域研究者が多いように感じた。また、話を聞きにくる人たちもその研究に魅せられていた人たちである。おそらく、七〇周年のシンポジウムにも参加した人が、そのまま継続して参加していただけないかと思われる。聞き取り調査によつて明らかになされた虐待の実態研究は七〇周年にピークを迎え、八〇周年ではすでに聞き取り調査が困難になつており、新しい実態への追及はされなかつた。参加者の多くはそれまでの成果から問題意識や責任の所在が共有されておらず、その点に関しては再検討をする考えはなかつた。

つたように思われる。
者の問題を固定的にとらえ、それが保持される歴史の継承は困難であ
る。新規参入をのぞむこと、それが保持される歴史の継承は困難であ

むすびにかえて

関東大震災の虐殺研究をふり返ってみると、大学教員のような専門職をもつ人だけではなく、地域研究者の各地域の聞き取り調査を通じて虐殺の実態が明らかになつていない部分もたくさんあるが、調査の問題（体験者不在）から実態研究が困難になつて、特に聞き取り調査の問題（体験者不在）から実態研究の成果から国家責任を追究するようになる点には、加害者「日本人」被害者「朝鮮人」という二項対立的な設定が研究者の間で前提になつている点にある。姜徳相の三大（五大）事件批判は、五〇周年の時の日本人研究者に対する批判として、有効だったかも知れないが、七〇周年を迎える時には必要だつたらうか。姜の批判は朝鮮人虐殺研究を牽引してきた代わり、朝鮮人の「巻き添え」になつて虐殺された沖繩人や障害者などの死はかえりみられなくさせた。日本人ではあるが、沖繩人や障害者などの死はかえりみられなくさせた。田昭次がいうような「加害者である日本人」として国家責任を追究しようと呼びかけて、聞き取り調査の豊富な成果が、この枠組みにあつた地域研究によつて、失われる問題（ないしはすばめられ

る問題）があると思われ。その一つとして、加害の地域に残る記憶が地域研究者以外にあまり検討されず、地域研究者たちも全体の研究の枠組みを追随し、新しい問題を提起するにはいたらなかった。そもそも、地域の慰霊碑に文字を刻めない人、その人は虐殺に関わった人ではないが加害の地域に住んでいる人と、外部の研究者がこれまでの研究成果である虐殺の歴史を共有することはできても、地域に残る虐殺の記憶は共有されない。その人に同じ「日本人」だからといった時に、加害の記憶を背負っていない人の話を認めるはずがないのである。それは加害Ⅱ「日本人」という枠組みにあてはまらない人も同様である。「日本人」や「民族」という枠組みを揺るがすような問題から、まずは「日本人」や「民族」という枠組みを揺るがす虐殺の実態や記憶を検討する必要があるだろう。

第一章・註

一 関東大震災の朝鮮人虐殺研究を全体的にくわしくまとめられて
いるものとして、松尾章一「関東大震災研究の成果と課題」松尾章
一監修、平形千恵子・大竹米子編『政府・戒厳令関係史料 関東大
震災政府陸海軍関係史料一卷』（日本経済評論社、一九九七年）、坂
本昇「関東大震災史研究運動の成果と展望」及び田中正敬「近年の
関東大震災史研究の動向と課題」現在までの十年間を対象に「関東
大震災80周年記念行事実行委員会」世界史としての関東大震災 |
アジア・国家・民衆 |』（日本経済評論社、二〇〇四年）、ノ・ジユ
ウン「関東大震災朝鮮人虐殺研究の二つの流れについて」田中正敬・
専修大学関東大震災史研究会編『地域に学ぶ関東大震災 | 千葉県に
おける朝鮮人虐殺 その説明・追悼はいかになされたか』（日本経済
評論社、二〇一二年）がある。

二 以上のような朝鮮人虐殺に関する背景は以前から多く指摘され
てきたことである。例えば山辺健太郎「震災と日本の労働運動 | 朝
鮮人問題と関連して |」『現代史資料月報』第五回配本「関東大震災
と朝鮮人」付録（みすず書房、一九六三年一〇月）、関東大震災五〇
周年朝鮮人犠牲者追悼行事実行委員会・調査委員会『歴史の真実 |
関東大震災と朝鮮人虐殺』（現代史出版会、一九七五年）、姜徳相『関
東大震災』（中央公論社、一九七五年、のちに『関東大震災虐殺の記
憶』青丘文化社、二〇〇三年に加筆修正）等。また、近著では山田
昭次『関東大震災時の朝鮮人虐殺とその後 | 虐殺の国家責任と民衆
責任』（創史社、二〇一一年）の第一章を参照のこと。

- 三 戦前において朝鮮人虐殺を主題とした評論や文学作品等は、関東大震災五〇周年朝鮮人犠牲者追悼行事実行委員会・調査委員会『歴史の真実―関東大震災と朝鮮人』（現代史出版会、一九七五年）、二四〇―三二二頁に「事件の批判・論評」、「大震災テロを描いた文芸作品」としてまとめられている。
- 四 齊藤秀夫「関東大震災と朝鮮人さわぎ―三五周年によせて」『歴史評論』第九九号（歴史科学協議会、一九五八年十一月）。
- 五 前掲『歴史の真実』、二二頁。
- 六 姜徳相『関東大震災・虐殺の記憶』（青丘文化社、二〇〇三年）、一五頁。同書は、『関東大震災』（中央公論社、一九七五年）の増補改訂版である。引用部分は増補改訂版であるが、一九七五年版との違いはない。二〇〇三年も同様の問題意識があつたと思われる。
- 七 なお、第一部の執筆者は今井清一と齊藤秀夫である。また、他の部と執筆者は以下のとおりである。「第二部 関東大震災における朝鮮人虐殺事件の歴史的背景」：犬丸義一、「第三部 朝鮮人虐殺の歴史資料」：松尾章一・鬼頭忠和 編解説、「第四部 大震災テロを描いた文芸作品」：中村新太郎 編解説。
- 八 山崎今朝弥著・森長英三郎編『地震・憲兵・火事・巡査』（岩波文庫、一九八二年）、二二二頁。
- 九 前掲『歴史の真実』、五〇、五一頁。
- 一〇 同前、八〇頁。
- 一一 同前、七〇、七一頁。
- 一二 同前、八〇頁。

- 一三 前掲『関東大震災・虐殺の記憶』、一六〇頁。引用部分は一九
 七五 年版も同様。
 一四 同前、一四二頁。引用部分は一九七五年版も同様。
 一五 千葉県における関東大震災朝鮮人犠牲者追悼調査実行委員会
 『いわれなく殺された人びと―関東大震災と朝鮮人』(青木書店、一
 九八三年)、一三〇頁。
 一六 関東大震災六十周年朝鮮人犠牲者調査追悼事業実行委員会編
 『かくされていた歴史―関東大震災と埼玉の朝鮮人虐殺事件―増補
 保存版』(一九八七年)、Ⅲ頁。同書は二部構成になっており、一部
 は一九七四年七月一日に刊行された同タイトルのものを所収。引用
 部分は一九七四年に出されたものであるが、「発刊にあたって」の部
 分の日付は一九七三年十月と記されている。
 一七 前掲『いわれなく殺された人びと』、一三〇、一三一頁。
 一八 同前、二〇四頁。
 一九 前掲『この歴史永遠に忘れず』(日本経済評論社、一九九四年)、
 一三九頁。以下の姜による批判は同書所収、「三大テロ史観について」、
 一三八頁一四五頁。
 二〇 前掲『関東大震災・虐殺の記憶』、二八二頁。一九七五年版も
 同様。
 二一 同前、二七一頁。
 二二 山田昭次『関東大震災時の朝鮮人虐殺―その国家責任と民衆責
 任』(創史社、二〇〇三年)、一八頁。
 二三 同前、三八頁。

年	三〇	一	二九	二八	二七	二六	二五	二四
版	〇	一	〇	〇	〇	〇	〇	〇
の	前	頁	松	前	同	同	前	同
前	掲	。尾	。尾	掲	掲	掲	掲	掲
書	『	。章	『	『	『	『	『	『
き	関	一	一	一	一	一	一	一
も	東	『	『	『	『	『	『	『
同	大	関	東	学	。一	。一	。一	。一
文	震	東	大	ぶ	五	五	五	五
で	災	大	震	関	頁	頁	頁	頁
あ	。虐	震	災	東	。〇	。〇	。〇	。〇
る	殺	と	戒	大	。〇	。〇	。〇	。〇
	の	嚴	令	震	。〇	。〇	。〇	。〇
	記	令	』	災	。〇	。〇	。〇	。〇
	憶	』	』	』	。〇	。〇	。〇	。〇
	』	』	』	』	。〇	。〇	。〇	。〇
	七	』	』	』	。〇	。〇	。〇	。〇
	頁	』	』	』	。〇	。〇	。〇	。〇
	。引	』	』	』	。〇	。〇	。〇	。〇
	用	』	』	』	。〇	。〇	。〇	。〇
	部	』	』	』	。〇	。〇	。〇	。〇
	分	』	』	』	。〇	。〇	。〇	。〇
	は	』	』	』	。〇	。〇	。〇	。〇
	一	』	』	』	。〇	。〇	。〇	。〇
	九	』	』	』	。〇	。〇	。〇	。〇
	七	』	』	』	。〇	。〇	。〇	。〇
	五	』	』	』	。〇	。〇	。〇	。〇

第二章 虐殺されたろう者とその後のもう教育

はじめに

戦後の虐殺研究は朝鮮人虐殺研究が中心となり、その他、中国人、社会主義者の虐殺研究がおこなわれてきたが、こうしたなかで、朝鮮人に間違えられて虐殺された「日本人」の研究はあまり言及されていらない。それは単なる朝鮮人の「巻き添え」だにとらえられてきたことによる。その一つとして、「ろう者」(聾者・聴覚障害者)の虐殺があげられる。本章ではそのろう者の虐殺について検討するが、その前に関東大震災直前にろう者の体験談から、ろう者を取り巻く社会状況について軽く触れる。

ろう教育関係の雑誌として、一九一四年に発行された『聾啞界』という雑誌がある。発行所は東京聾啞学校内の聾啞倶楽部(一九一三年設立)で、部長は東京聾啞学校校長の小西信八であり、ろう者の団結を求めて作られた団体である。関東大震災の直前の一九二三年七月に発行された『聾啞界』第二八号には興味深い記事が掲載されているので、以下一部引用しよう。

調査に誰何された話

石川進

▲ 啞： ■ 巡查

▲ 突然捕へられて実に驚きました。私が私に啞です、何故、私をお捕へなされたでせうか。

■ 左様、貴様は啞生と詐称して居る常人だらうが、今日はここに何用あつてきたか。

▲ 否、私は啞者でこれから散歩する処です。

■ 貴様は偽言を吐いてゐる盗棒だらうと思ふ、只今何学校に在学なのか。

▲ それは非常に可笑しい次第です。私の啞は事実です。未だ何も盗みません、目下は東京聾啞学校に在学中です、もし御嫌疑もあらば御手数ながら同校長へ右の実否を電話で御尋ね下さい。

■ 実否が直に分明します。

- 1 同校長は何と申すか、
- 2 同校の電話番号は何か
- 3 貴君の姓名は何と申すか、
- 4 年齢は何歳か、
- 5 只今原籍は何か

〔以下略〕

京聾啞学校の生徒の体験談の一部である。この後、生徒は巡查の間

い「私に對してしつかりと答え、警察は校長に電話して確認した。巡查は「私は考へ違ひして失礼いたしました」と謝罪し、生徒は「実に驚きました」が事情が分明して安心しました、左様なら」と解放されて終わる。

この体験談には疑問が残る。まず、会話がどのように展開されたかはわからない。そもそも検束されたのは「啞」である。筆談でされたのだろうか。それとも石川はある程度の聞き取りと発話が可能だったのだろうか。「啞生と詐称して居る常人」の「盜棒」と思われていたので、少なくとも手話による対話ではないことはわかる。

ま、誤解を生んでの出来事だったら記事にする必要はない。似通つた経験をしてゐる、ろう者が他にもいて、その際の対処法として記されてゐるように読み取れる。つまり、ろう者が不審な目で見られる社会的状況があつたのではないだろうか。

この記事が出された数か月後、関東大震災がおこり、一人のろう者が虐殺された。朝鮮人虐殺に躍起になつてゐる自警団に誰何され、朝鮮人と間違えられて虐殺された。本章ではその事件について考察する。

第一節 「誤認」による殺人

震災時の司法省の極秘文書に「震災後に於ける刑事事犯及之に關聯する事項調査書」秘（以下、司法省調査）というものがある。この調査書の第五章には「鮮人と誤認して内地人を殺傷したる事犯」とあり、これにより朝鮮人と間違えられて殺害された日本人について網羅的に知ることができる。ろう者の虐殺を検討する前にまずは、「誤認」による殺人を概観する。

「鮮人と誤認して内地人を殺傷したる事犯」の事件の概要としては「容姿、態度又は言語の状況等に因り鮮人なりと誤解を受け自警団員其の他の民衆の為に害を加へられたるものにして其の数八十九人を算す」とある。この八十九人という数字は、「被害人員表」をみると一九二三年一月一五日までに把握した死傷者数であり、死者数だけなら五八人と記されている。

ただし、「被害人員表」の後に登場する「犯罪事実個別的調査表」（以下、「個別調査表」との間で人数の違いが生じている。例えば、横浜では「被害人員表」では死者数が四人であり、重軽傷者が一人と記されているが、「個別調査表」では、死者数が三人であり、重軽傷者が一人となっている。日付が記されていない「個別調査票」が日付のある「被害人員表」より先に作られていなければ、重傷者が死に死者として数えられ、死者数が増えてもおかしくないが、そうだと

すると、今度は重軽傷者の数が「個別調査表」がゼロになりあわな
 くなつてしまふ。一方で東京の死者数は「個別調査表」よりも「被
 害人員表」の方より数が多い。
 よつて、人数に關してはいずれが正しいかわからないため、他の
 資料との比較検討が必要である。とは言え、「個別調査表」は日本人
 虐殺研究の糸口になるため以下、罪名が「殺人」「騒擾殺人」「殺人
 傷害」「傷害致死」の事例のみを列挙する。記したのは、日時（い
 れも九月であるため月は省略）／場所／犯人の人数／被害者の人数
 ／罪名／犯罪事項である。また、「個別調査表」は日時がバラバラで
 あるため、順番を入れかえた。さらに加害者や被害者の一部は名前
 が掲載されているが、それも省略した。

◎ 東京

- ① 二日午後四、五時／四谷区伝馬町二丁目十二／一／一／殺人
 ／猟銃にて射殺す。
 ② 二日午後八、九時／府下吾嬬町小村井一一五七附近／八／二
 ／四／棍棒、割竹を以て殴打撲殺す。
 ③ 二日午後九時半／府下荏原郡大井町二八五／一／一／殺人
 ／日本刀を以て左胸部及肩押部を斬り殺害す。
 ④ 二日午後一〇時／府下南葛飾郡葛西川八五九／一／一／殺

- 人／染織用卷棒を以て乱打殺害す。
- ⑤ 二日午後一〇時／府下吾妻町亀戸六六／一／一／殺人／鉄棒を以て被害者の頭部を殴打し殺害す。
- ⑥ 二日午後一〇時／浅草区新谷町一四第一飛行館附近／三一／殺人／日本刀及槍を以て殺害す。
- ⑦ 二日時間不明／府下荏原郡品川町北馬場一一／四／一／傷害致死／竹槍、鳶口及び棒を以て乱打し日本刀にて斬付け又は足蹴して死に致す。
- ⑧ 二日時間不明／府下小松川町大字下平井一九八四中川筋／六一／一／殺人／帆桁薪梶柄を以て頭部腰部を殴打し水中に溺死せしめて殺害す。
- ⑨ 三日午前三時／府下荏原郡入新井町大字不入斗一九一道路／四／一／殺人／軍銃を発し殺害す。
- ⑩ 三日午前七時／府下吾嬬町小村井一一五七附近／八／三／殺人／棍棒、割竹を以て殴打撲殺す。
- ⑪ 三日正午／芝區日ノ出町七有明組出張所／一／一／三五／殺人傷害／日本刀を以て殺傷す。
- ⑫ 三日午後二時／麹町区永田町巡查派出所前／一／二／殺人／日本刀を以て殺害す。
- ⑬ 三日午後九時／府下西新井町大字奥野一一五二大師道路／

二／一／殺人／鳶口を以て乱打し猟銃を以て射殺す。
 ⑭ 三日夜一二時／芝区新広尾町小山橋附近／一／一／殺人／
 河中にて日本刀を以て後頭部を斬付殺害す。
 ⑮ 四日午前三時／府下南足立郡江北村大字鹿沼池内旧荒川堤
 防附近／五／二／殺人／鳶口、棍棒を以て殴打殺害す。

◎ 横浜

① 二日午後一二時／橘樹郡川崎町小土呂／一／一六／殺人傷害
 ／猟銃を以て殺害（外一名に傷害）。
 ② 三日午前一〇時頃／高座郡茅ヶ崎町梅田橋附近／一／一／
 殺人／日本刀を以て殺害す。
 ③ 四日正午頃／横浜市堀之内町／一／一／殺人／棒を以て殺
 害す。

◎ 千葉

① 三日午後時間不明／東葛飾郡浦安町役場／五／一／騷擾殺
 人／日本刀棍棒等を以て殺害す。
 ② 四日午前一〇時／印旛郡成田町停車場構内／六／二／騷擾
 殺人／手斧棒等を以て殴打殺害す。
 ③ 四日午前一〇時過頃／香取郡佐原町イ四八番地／一一／一

／殺人／日本刀、鳶口等にて殺害す。
 ④ 四日午前一時頃／東葛飾郡浦安町／九／二／騷擾殺人／
 鳶口、棍棒を以て殴打殺害す。
 ⑤ 四日午後四時／海上郡三川村巡查駐在所／六／一／騷擾殺
 人／金剛杖、鳶口、硝子壘等を以て殴打殺害す。
 ⑥ 四日時間不明／東葛飾郡八幡町八幡国道地先／一／二／殺
 人未遂セ／日本刀を以て殺害す。
 ⑦ 五日午前二時頃／東葛飾郡南行徳村／一八／三／騷擾殺人
 ／軍隊が被害者を保護の為め同行途中殺害す。
 ⑧ 五日午後一時／千葉郡検見川町巡查駐在所／一／三／騷擾
 殺人／針金にて後手に縛し竹の棒、鳶口等にて殺害す。
 ⑨ 六日午前一〇時／東葛飾、福田村／八／八／騷擾殺人／利根
 川に投入して殺害す。

◎ 浦和

① 五日午後三時／大里郡妻沼町巡查部長派出所／一四／一／
 騷擾殺人／日本刀、薙刀等を以て殺害す。

◎ 前橋

① 四日午前四時頃／高崎市高崎停車場構内／二／一／傷害致

死／消防用鳶口を以て傷害死に致す。
 ② 四日午後四時／群馬郡塚沢村大字西沖／一〇／一／傷害致死／木剣、金熊手、バット等を以て殴打傷害死に致す。
 ③ 四日午後九時／群馬郡倉賀野町巡查駐在所附近／四／一／殺人／巡查が被害者を保護中駐在所より連出して殺害す。
 ④ 五日午前一時／多野郡八幡村大字山名／一〇／一／殺人／棍棒、石等を以て殴打殺害す。
 ⑤ 六日午前一時／多野郡新町附近／一／一／殺人／群衆と共に石塊を投付けて殺害す。

◎ 宇都宮

① 五日午前八時頃／下都賀郡家中村巡查駐在所／八／一／傷害致死／鳶口、棍棒等を以て乱打し傷害の結果死に至らしむ。
 ② 五日午後七時頃／足利郡那須村巡查駐在所附近／七／一八／殺人／日本刀、棍棒等を以て殺害す。

◎ 福島

① 七日午前一時半／西白河郡西郷村字関根／一／一／傷害致死／被害者が電報配達のため鈴木伝次郎方へ行きたるを誤認し傷害死を致す。

① 五日午前二時頃／真壁郡方嘉田生崎村大字嘉家佐和／二／
一／殺人／日本刀及鋤を以て殺害す。

以上が司法省調査による日本人の殺害事件であるが、全部で三七
件ある。決して少ないとは言えないことがわかる。また、茨
城県、さらに福島県でも事件が起きていくことから、また信じられ
される前提となる朝鮮人暴動の流言が拡大し、また信じられ
ていたかがうかがえる。官憲側の資料だからと言つて、この資
料を全面的に信用するわけにはいかない。同じ司法調査の報告書の
なかで、第四章は「鮮人を殺傷したる事犯」とあり、自警団による
虐殺の「個別調査表」があるが、その中には四五件しかあげられてお
らず、この調査表以外の事件も戦後の研究によつて明らかになら
きたからである。この資料の他の資料からこの殺人の背景がよくわ
ない点がある。本章で言及する、この者の虐殺は前掲の一覧のなか
では東京の⑥の事件に該当するが、また次章で言及する沖繩人の虐殺に

関しては千葉の⑧に該当するが、これは沖縄人が殺されたという
とが、この一覧からわかれるが、これは震災下の虐殺を研究する研究
にとつて、基本資料となる「この表は、虐殺された被害者の背景がわ
かるといふのである。資料となる「この表は、震災下の虐殺を研究する研究
その死の背景について。単なる「この表は、震災下の虐殺を研究する研究
、わ

第二節 漫画にえがかれたろう者の虐殺

四巻、秋田書店、一九九一〜九三年）にえがかれている。同書は、大阪市立聾唖学校の校長を務めた高橋潔の物語で、実在の人物をもとに作者の創作を織りまぜてえがかれた作品となっている。同書を読んだ、聴者である私が驚いたことは二点ある。

一つは、聴者であつて、ろう教育界から手話が排除されたことがあるという事実についてである。一九二三年八月二七日に公布された、道府県に盲学校、聾学校の設立義務化を定めた盲学校及聾唖学校令以後、ろう教育の方法をめぐつての対立から、手話法がじよじよに排除されていく。特に一九二五年に成立した日本聾口話普及会の川本宇之介、橋村徳一、西川吉之助が中心となり口話法普及運動が展開される。口話法とは音声として言葉を生ずる発語と、口形から言葉を読み取る読話（読唇）によつてコミュニケーションを成立させるための教育方法である。

川本の教育方法は、純粋口話法、すなわち手話法を排除した、口話法だけの教育をおこなうべきだと主張する。それに対して、高橋ら大阪市立聾学校では、口話法を排除するわけではなく、生徒の能力に合わせた手話法を中心とする。この事実について、聴者である私は全

く知らなかつた。素朴にろう者の教育は手話によつてなされるのだ
ろうと思つていたからである。
驚いたことの二つめが、関東大震災下にろう者が朝鮮人と間違え
られて虐殺された話が登場したことである。『わが指のオーケスト
ラ』では、登場人物である、もと高橋の生徒である一作（架空の人
物）が、教員になるために東京聾啞学校の師範科で勉強していた時
に震災に遭遇する。その時の様子を大阪に帰つた後で高橋に次のよ
うに語る。

地獄です：

東京は：まさに地獄です

東京の荒川を渡つて埼玉県の大宮まで線路を歩いてやつと汽
車に乗れました

その間に何百：何千もの死体を見ました

壊れかけたビルには殺された朝鮮人の死体が針金で縛りつけ
てありました

川では自警団に殺され投げ込まれた死体にウジがわいていま
した

「何故だ！？朝鮮の人達が暴動を起こしたというのは本当な
のか！？」〔高橋〕

デマです！そんな事はありません
おかしなのは軍隊や警察や自警団です！！
連中はかたっぱしから朝鮮人を見つけては追いまわし捕まえ
てよつてたかつて虐殺しました
そして；殺されたのは朝鮮人や社会主義者だけではありません
ん：

ろうあ者も殺されました！！
東京聾啞学校の生徒も殺されました！！

「何故だ！！何故ろうあ者が！！」「高橋」

50円50銭です：

朝鮮の人は大体「こちゅーえんこちゅーせん」と発音するんだ
そうです

だから憲兵に「50円50銭」と言ってみろと言われても黙っ
て答えませんでした

そのろうあ生徒は憲兵に呼び止められても耳が聞こえな
いたために答えられませんでした

だから；朝鮮人だと思われて憲兵に連れていかれ殺されまし
た。

『わが指のオーケストラ』の虐殺シーン



この漫画を読んだ当初は、前章でも述べたが朝鮮人に間違えられた。虐殺された研究はほとんどないため、事実かどうかを判断しかねた。しかし、演出家の千田是也が、千駄ヶ谷で朝鮮人と間違えられて殺されそうになったことから、センダ・コリア、千田是也という芸名を名乗るようになったという有名なエピソードがある。「一よ」に、自警団の誰何は厳しく、多数の日本人が暴行を受け、時には殺されている。聴覚障害者が殺害されることはあり得ることだと思つた。

『わが指のオーケストラ』には、虐殺されたシーンの欄外に参考資料が付されている。それによると、一九七三年九月一日『日本聴力障害新聞』（第二六六号）の伊藤政雄（日本聾史学会初代会長）による「民族差別とろうあ者」という記事を参考にしたようである。以下、長文となるが一部引用しよう。一三。

「ろう者にも犠牲者」

大正十二年九月二日午後六時政府から戒厳令発令、軍隊と警察が各地の要所に検問所を設置して、怪しい人を取りしらべ、容疑の人あれば直に検束するかまたは刺殺するときびしくかまえた。怪しい人を見つげ次第、「五十円五十銭といつてみる！」。

朝鮮人では、正確な日本語の発音ができない。五十円五十銭を言わせると、「コチュューエンコチュューセン」と発音するのが大体である。このため、多くの朝鮮人は憲兵の問答に答えることができない。かつたので即時に刺殺された。ろう者が憲兵に呼び止められたら、もうおしまいだ。ろう者が間違えられて殺されたという事実がある。

故三浦浩先生（全日本ろうあ連盟顧問）の回顧談によると、ろう学校の生徒一人が憲兵に刺殺されたという事実があった。当時小石川区指ヶ谷町（現在文京区）官立東京聾唖学校の一生徒が買物のため外出、道路上警戒中の憲兵に呼びとめられて、ことばが通じないため、朝鮮人と間違えられて銃剣で刺し殺されてしまった。当時の校長小西信八先生はこの不幸な事件を聞いて、早速に生徒全員に証明書を交付した。外出時、警察または憲兵に呼びとめられたらすぐにこの証明書を見せてあげなさいと注意を与えた。また、万一を考えてしばらくの間ろう生徒の外出を禁止した。当時の学校勤めのろう者の教員が八名いた。彼らにも例の証明書を交付した。刺殺されたろう生徒の件は震災による死亡として発表された。これはおそらく軍部の命令だったらしい。東京聾唖学校の震災被害状況は女性寄宿舎の屋根から多数

の瓦が落ち、壁が大きく破損し、男性寄宿舎は大きく傾斜し、講堂は最も破損した。それ以外の教室等の校舎は余り損害がなかった。校内に約五〇〇名の避難者が充満して、体操場を解放した。十一月十四日まで授業停止、避難者はその日まで留まつた。

当時の東京市内のろう学校は、東京聾啞学校と私立日本ろう話学校「日本聾話学校」二校だけだった。その頃の日本ろう話学校「日本聾話学校」はまだ牛込教会を使っている、開校三年になつてゐるばかりであつた。横浜にはまだ一校もなかつた。

（横浜市立ろう学校開校は大正十四年）。

ろう学校就学率がまだ低かつた頃で、無学のろうあ者が沢山いたらしく、大震災にあつて急に普通でない状況におちこまれてひどく迷つてゐるところ、運悪く間違えられて殺されたといふところがあるがかなりいたと推定される。

なお、記事には証明書が付されておき、それには「証明書渡辺至太郎、年令十八才、右の者は間違ひなく聾啞者であることを証明す。大正十二年九月五日、官立東京聾啞学校校長、小西信八」と記されている。関東大震災下に東京聾啞学校の生徒一人が、朝鮮

人と間違えられて、憲兵により刺殺されたとある。当時の校長である小西信八は、ろう者であることの証明書（朝鮮人ではないことの証明書）を生徒全員に交付したとある。以下、詳しく同記事を検討してみるのが、まずは当時の震災の様子をみていこう。

東京聾哑学校の場所は、震災時、小石川区指ヶ谷町（現在文京区）にあった。一九二五（大正十四）年七月三一日に発行された警視庁『大正大震火災誌』『第一篇本庁活動 第一章概説 第一節震火災ノ概況（八）火災焼失面積概算』^{一四}によれば、小石川区内の焼失面積の割合は〇・〇四％である。それは全十五区中、麻布区（〇％）、牛込区（〇％）、四谷区（〇・〇二％）に続いて四番目に火災の被害を免れたことになる。ちなみに、焼失面積の割合が高い上位三区は、順に日本橋区（一〇〇％）、浅草区（九六％）、本所区（九五％）である。

続いて「第八章消防 第二節火災ノ続発ト延焼ノ状況 第三火災ノ概況（九）小石川区」には火災の様子を次のように記している^{一五}。

（a）諏訪町方面

一日午後零時三分新諏訪町及び砲兵工廠西北隅工場ヨリ出火シテ北進ノ状アルヤ、工廠ハ其自衛隊（後ニ軍隊来援セリ）消防ニ従事シ、其南半部ヲ焼キタルノミナレドモ、午後六時風

位西南ニ変ジテ本郷元町ニ延焼セシガ、水道橋付近ニ於テ鎮火セリ。又新諏訪町ノ火道ハ北進シテ新諏訪町・江戸川及び諏訪町ノ一部ヲ焼キ午後三時半ニ至リテ止ム。

(b) 桜木町方面

一日午後零時桜木町五、葉種商ヨリ出火シ漸次北進シテ音羽町九丁目ニ延焼シ、午後二時十分鎮火セリ。

小石川区では地震直後による火災は、九月一日の午後六時頃には鎮火した一六。新諏訪町は全焼したようだが、他の町では比較的火災の被害は少なかった一七。小石川区の消防活動にあたっては比較的消防隊の報告によれば延焼を防いだ要因として、諏訪町方面も音羽町・桜木町方面も「江戸川ノ水利」をあげている一八。よつて、比較的被害の少ない小石川区には罹災者が避難してくる場所となる。特に神田区と本郷区からの避難者が多く流入した一九。『大正地震火災誌』に記されている小石川区の避難先は「柳町小学校・金富小学校・指ヶ谷小学校・原町小学校・府立第五中学校・駕籠町小学校・北中学校・跡見女学校・盲啞学校・伝染病研究所・植物園護国寺・福音教会・高等師範学校」ニ〇とあり、避難先の一つとして東京聾啞学校があげられている。

震災後に発行した『東京聾啞学校一覽』の「沿革」には、当時のことを次のように記している二一。

九月一日午前一一時五八分俄ニ劇震アリ女性寄宿舎屋根瓦悉ク墜落壁亦大破損男性寄宿舎モ甚シク傾斜シ壁瓦ノ破損言フ可ラズ本校ハ講堂最モ破損甚シ此日本構内へ避難スル充滿シ其數五百余雨天体操場ヲ一時開放シテ雨露ヲ凌グノ便ニ供ス一一月一五日ヨリ授業ヲ開始シ避難民ハ悉ク退散セリ

『日本聴力障害新聞』の記事にある「東京聾啞学校の震災被害状況」はこの資料をもとにしたものだと考えられる。東京聾啞学校は、屋根瓦の落下、壁の破損等みられながらも雨天体操場に罹災者五百人余りを収容したようである。

以上のように他の区と比べ震災による被害が少なく、多くの人が避難してきた小石川区であるが、朝鮮人の暴動に関する流言はどうであつたらうか。『大正大震災火災誌』の小石川富阪警察署の報告ニシによれば、最初の流言が二日午前五時頃であり、「強震ノ再襲アルベシ」というものだった。それを富阪警察署は中央气象台に質し、虚言であることを確認し人びとに伝えたという。その後、同日午前七、八時頃に「鮮人放火ノ説漸ク管内ニ宣伝セラレ、大塚火薬庫襲撃ノ

計画ヲ為スモノアリトサヘ称スルニ至ル」とあり、朝鮮人暴動の虚言が流れた。報告書には続いて次のように記されていた。

午後三時頃ニ至リテハ、「不逞鮮人等毒薬ヲ水源地ニ散布セルガ為、断水ヲ為スノ已ムナキニ至リシガ、今ヤ之ヲ井戸ニモ投入シ、或ハ飲食物ニ混入シツ、アリ、注意警戒ヲ要ス」トノ流言アリ。民衆等ノ飲食物ヲ携ヘテ本署ニ来リ検査ヲ請フモノ少ナカラズ、而シテ放火準現行犯人ナリトテ、鮮人ヲ拉致シテ同行シ来ルモノ亦多シ、依リテ即日其取調ヲ開始シタレドモ、皆事實ニアラザリキ、斯クテ自警団ハ茲ニ生ジ、春日町・指ヶ谷町・掃除町方面ノ如キ狂暴特ニ甚シ、会々午後五時三十分、近衛歩兵第四連隊ノ兵士六十名本署ニ到着シタレバ、其後協力シテ警戒取締ノ衝ニ当リ、尋デ自警団ノ任務ヲ定メ、且戎凶器ノ携帯ヲ禁止スル等、取締ヲ励行スルト共ニ、流言ニ就キテモ戒諭スル所アリシカバ漸ク平静ニ帰スルヲ得タリ。

。また、小石川大塚警察署の報告書ニミには次のように記されている。

九月二日ノ正午頃「不逞鮮人等暴行ヲ為シ、或ハ将ニ兵器廠ヲ

時 小石川区内の警察署で朝鮮人に関する流言を捕捉するのは、早い
 午後三時の流言で自警団が形成されていゝ。富阪警察署によれば、二日
 ケ谷町の自警団は、「狂暴」と評される。大塚警察署では朝鮮人を保
 護するが、そのために自警団から恨みを買っていることが記されて
 いる。東京聾啞学校のある指
 かし、東京聾啞学校が位置する小石川にも不安な空気が漂っていた。し
 災誌には登場しない。者が虐殺されたという記録は『大正大震火

襲撃セントスルノ計画アリトノ流言始メテ起ルヤ、民心之ガ
 為ニ動揺シテ自警団ノ発生ヲ促シ、更ニ鮮人ニ対スル迫害行ハ
 レタレバ、本署ハ鮮人ヲ検束スルノ必要ヲ感ジ、即日管内ヲ物
 色シテ、八十五名ヲ署内ニ収容セリ。然ルニ民衆ハ却テ之ヲ憤
 リテ妨害ヲ試ミ、一巡査ノ如キハ、頭部ニ殴打ヲ負フニ至レ
 リ。斯クテ自警団ノ行動ハ益々常規ヲ逸スルニ至リシカバ、翌
 三日更ニ其取締ヲ厳ニシ、戎凶器ノ携帶ヲ禁止スルト共ニ、其
 幹部ヲ招致シテ警告シタルノミナラズ、同日以來軍隊ト協力
 シテ戎凶器ノ領置及ビ違反者ノ検束ヲ行ヘル結果、漸次穩健ニ
 赴キタリ。

第三節 虐殺されたる者とは誰か

ろう者が虐殺されたことについては、まず関東大震災後の新聞で確認することができる。それは以下の三種に分けられる。(一)ろう者の虐殺について記された最初の記事。これは一九二三年一月五日(四日夕刊)『中央新聞』、一月五日『二六新報』、『読売新聞』、『新愛知』があげられる。(二)事件の詳細記事として、一九二三年一月二七日(二六日夕刊)『東京朝日新聞』がある。(三)その事件の裁判記事として、一九二四年四月八日『中央新聞』、四月二〇日『法律新聞』があげられる。

まず(一)についてだが、どの新聞も一月五日に出されており、同じ内容の記事になっている。自警団の軽挙 聾啞者を殺傷す 聾啞生徒の半数 今尚ほ行方不明」と題された『二六新報』には次の様に記されている。震災時「多数の聾啞者が傷害」されて「半死半生の憂目にあつた」。なかでも一九二〇年に東京聾啞学校を卒業した「家井義雄」は、九月六日浅草からの帰途殺害された。そのことを知つた父親は学校に届出を出した。学校側は朝鮮人と間違えられないように、「石川主席教師」^{二四}が尽力し、「百余名の生徒に聾啞印章を着けさす」とある。この印章がどういふものかはわからないが、あるいは前述の『日本聴力障害新聞』の記事にあるような証明書かもしれない。とにかく、(一)の各新聞はいずれもニュース・ソース

が同じであり、多数のろう者が「傷害」を受けたことと、一人ろ
者が殺害されたことが記されている。これがろう者の虐殺につ
いての最初の記事となる。
次に（二）であるが、東京聾啞学校の卒業生の事件に關して殺害
日時、加害者、被害者等が記された記事である。「奇怪な浅草のろう
者殺し 戸籍係が事実を嗅ぎ出して検事の活動 象潟署恨まる」と
いうタイトルの『東京朝日新聞』の記事である。この記事には「家
中義雄」が九月二日に虐殺され、翌日区役所の手で火葬されたとい
る。（一）の一月五日の各新聞とは、日付・被害者名が異なってい
るが、名前の類似性から同一人物だと思われる。被害者である「家
中」は大工職であり、七、八歳の子どもくらいの程度でしか話せな
いとあるが、まったく話せないわけではなかった。父親は九月七日
に殺害の事実を知ったとあり、警察署へ行つても相手にされなかつ
たとある。加害者は大和民労会の会員と記されているが、これは一
九二一年に河合徳三郎によつて結成された土建系の右翼団体だった。
（三）の各記事は、一、二に登場する一人のろう者が殺害された
事件の裁判記事である（裁判の判決は四月七日）。特に『法律新聞』
は、いつ・どこで・誰が・誰に殺害されたかがわかる。以下、『法律
新聞』の記事を引用する。

「執行猶予なしの自警団殺人事件判決」
浅草新谷町一四土木請負業仏事龍石瀧馬（三三）同区千束町二
四二土工吉岡八五七（四四）の両人は昨年九月二日午後九時頃
新谷町一四第一飛行館に避難してゐた同町五清水音五郎方同
店聾啞者家中義雄（二二）を言語の通じないため不逞鮮人と思
ひ日本刀で惨殺した殺人被告事件は東京地方裁判所判事三部
宮城裁判長係りで審理せられて居たが七日午後零時半同部二
号法廷で宮城裁判長代理橋本判事北條検事立会ひの上各懲役
三年に処せられたが自警団の殺人事件で執行猶予の恩典のな
いのは之が初めてである

『法律新聞』では加害者の名前が記されている。（一）のような多
数のろう者の「傷害」については（二）、（三）の新聞では見られな
い。しかし、（二）、（三）の記事に該当する事件については官憲側の
資料にもみられる。例えば『大正大震災火災誌』では「自警団員ノ殺
傷事犯捜査検挙」の一覧表のなかに当該事件が記されている。ただ
し犯罪日時が九月三日午後九時頃と記されており新聞（二）、（三）
とは異なる^{二五}。また、この事件は一〇月二七日令状執行、すなわ
ち逮捕とある。別に同書の浅草象潟警察署の報告書に同じ事件が記
されているが、以下その報告書を引用しよう^{二六}。

九月二日午後四時頃流言アリ、曰ク「約三百名ノ不逞鮮人南千住方面ニテ暴行シ、今ヤ將ニ浅草觀音堂並ニ新谷町ノ焼残地ニ放火セントス」ト。是ニ於テ、自警団ノ専横トナリ、鮮人ニ対スル迫害トナリシガ、之ガ為ニ同夜午後十時頃新谷町ニ於テ通行人三名ハ鮮人ト誤認セラレテ殺害ニ遇フノ慘劇ヲ生ズルニ至リシガ、其嫌疑者三名ヲ檢挙シテ之ヲ収監スルト共ニ、取締ヲ嚴ニセシ結果、自警団モ亦其跡ヲ絶チタリ。

この資料は、新聞資料や一覧表とは檢挙人数や殺害時間が異なっているが、流言から自警団の虐殺の流れがわかる。しかし、被害者、加害者の背景や人名については警察の記録には登場しない。もう一つ、官憲側の資料として、司法省による「震災後に於ける

刑事事犯及之に関連する事項調査書^秘」ニセがある。同資料は司法省内部の極秘資料であり、一九二三年一月一五日までの起訴状況をまとめたものである。当該事件に関しては、犯人氏名「滝戸峯島外二名」（加害者の人数は三人か四人か不鮮明）、被害者氏名「家中義雄」、犯罪事実として「日本刀及槍を以て殺害す」などが記されている。官憲側の資料の特徴は、日本人が朝鮮人に間違えられて殺害

されたことではか登場せず、ろう者が殺害されたとは一切記されていない点にある。

以上の資料をふまえて、殺害された日付・場所・加害者について検討しよう。まずは殺害された日付だが新聞（一）の各紙では九月六日である。新聞（二）の『東京朝日新聞』、（三）の『法律新聞』では九月二日、警視庁『大正大震災火災誌』では九月二日と三日で日付が異なり、司法省調査は九月二日である。司法省調査や『法律新聞』から九月二日の方が正しいと思われる。時間は午後九時頃、一時頃と分かれるが、どちらが正しいかはわからない。場所も同様に司法省の内部調査や『法律新聞』より、浅草区新谷町第一飛行館付近で間違いないだろう。前述したように浅草区の被害は大きかったが、『大正大震災火災誌』の浅草象潟警察署の報告書には、第一飛行館は焼残地域として避難場所になっていた二八。その付近で事件はおきた。

次に加害者についてだが、警視庁の各記録、司法省調査、『法律新聞』とで人数が異なる。『法律新聞』には加害者の氏名が載っており、この二人が直接の加害者として、執行猶予なしの懲役三年に処せられたと考えられるが、起訴したのは三々四人で、罪に問われたのが二人という考えもできる。自警団事件の裁判は加害者があまりにも多いために直接殺害をおこなった人物しか裁かない傾向にある。よ

つて、被害者を取り囲んだ自警団の数はもつと多かつた可能性も考
えられる。人名も各資料で異なり不明である。ただし、加害者はど
れも土木関係である。山田昭次によれば、「自警団や保安組合の主導
権を握っているのは家主や地主の「旦那衆」であり、彼等が職人や
日雇いの借家人や借地人たちを自警団として組織した」二九とあり、
殺害をおこなった自警団は下層労働者だったと考えられる。
一方、被害者についてだが、新聞（一）の各紙は殺害された人物
名（「家井義雄」）が、外の資料（「家中義雄」）とは異なる。しかし、
被害者は東京聾啞学校の卒業生という貴重な情報を提供している。
よつて学校側の資料から、この人物について検討できる。東京聾啞
学校が編んだ各年度の『東京聾啞学校一覧』には、在學生と卒業生
の名簿が掲載されている。その名簿の中に「家中義雄」の名がある。
一九一四年度の「一覧三〇」には、家中は尋常科第一学年として登場
する。それによれば、家中は一九〇二年の七月に生まれ、本籍は大
阪府だった。聴力を失つたのは六歳の時であり、原因は脳打撲によ
るものだった。それで一九一四年四月に東京聾啞学校に入学した。
家中は中途失聴者だと考えられる。一九一九年度の「一覧三一」では、
家中は尋常科第六学年であり最終学年だった。最終学年の時は、裁
縫科第二学年として在籍しており、兼修していた。一九二〇年度の
「一覧三二」には、卒業後の状況として「琴製造」と記してあるが、一

九二二年度の「一覽」では卒業後の状況が「仕立」にかわっていた。前掲『東京朝日新聞』では「大工職」として清水方で働いていたと記事にあり、さらに仕事を变えたのかもれない。震災後の状況を反映している一九二五年度の「一覽」^{三四}には、卒業後の状況として「亡」^一とだけ記されている。

一覽以外では、『行啓記念帖 大正六年十月十九日』（一九一七年）がある。これは一九一七年一月十九日に皇后が東京聾啞学校に行啓したことを記念して学校で作成されたものである^{三五}。これによると講堂にて、皇后の前で家中義雄（当時尋常科第四学年）が「音話」によつて話していることがわかる。中途失聴者の家中は発声が可能であり、皇后の前で話をするところからも優等生だったと考えられる。

ただし、発声することができたからといって、関東大震災下の自警団の誰かに応じられたかどうかは疑わしい。おそらく家中は読唇によつて相手の主張を読みとろうとしたと思われるが、虐殺された当時は夜間であり、自警団は複数人いて、武器を持つて殺氣立つている。がなりたてる自警団の言葉を讀唇によつて冷靜に理解することはほぼ不可能だろう。また発する言葉にも非常に厳しい要求がつきつけられる。地方出身者の日本人が方言によつて、日本人と信じてもらえず殺害された事例もあるからである。

て『家中義雄の死は、当時の東京聾啞学校校長である小西信八によつて『殿坂之友』第二七号のなかで「鮮人と見違はれ殺害」されたと語られた^{三六}。この資料は東京聾啞学校同窓会誌である。そこで話中の死は他の災害による死者とともに「不幸の方々」として語られるが、どのような学生であったか、また虐殺の背景は語られなかつた。



一九二三年一月二五日（二四日夕）『報知新聞』

第四節 震災後のろう教育

関東大震災時に自警団が詰問した「五十円五十銭といつてみる！」という問いが規定する「日本人」の条件は、「日本語」（「標準語」）ができるか否かであり、もつと言えば文字言語ではなく音声言語に重点が置かれていた。その限りにおいて、関東大震災時のろう者は死と隣合わせだった。一方で、関東大震災時とは異なる日常的な空間のなかで、ろう者は「日本人」の条件としてどのような向き合わされたのか。震災後のろう教育界の動向と共にふれておきたい。

一九二三年八月に盲学校及聾哑学校令が公布された。これにより、盲哑学校は盲学校と聾哑学校に分離され、それぞれ道府県に設置義務が及ぼされ、公立盲学校及び聾哑学校初等部、その予科に授業料不徴収の原則が及ぼされた^{三七}。勅令が出るまでの盲哑学校を研究した中村満紀男によれば、同令は「それまで長らく学校的性格と社会事業的性格を混淆させてきた日本の盲哑学校制度を、盲学校・聾哑学校として学校教育へと近代化する視点となる制度であった」^{三八}と述べる。簡単に言えば、勅令によって、ろう教育は慈善事業から公教育への道へ歩みはじめたと言える。ただし、勅令では就学義務はなく、実際に義務教育化がなされるのは戦後であり、一九四七年三月の学校教育法からである^{三九}。

それでも同勅令によって学校数や就学率は増加した。勅令以前は

公立校は一〇校程だが、勅令以後の一九二四年では、国立一、公立一七、私立二〇、計三八校。一九三九年では国立一、公立四七、私立一五、計六三校になっている。また就学率に關しては勅令以前が一五%程だったのが、一九三六年には四五%になった。さらに、ろう教育における方法論もこの頃から追及されるようになった。

一九四二年の東京聾啞学校編『聾啞学校初等部各科指導の変遷』では、同令を振り返り教育研究実践の時機が得られたと意義を述べており、この頃からろう教育における方法論が激しく議論されるようになったことがかがえる。一九二四年には日本聾啞教育会、一九二五年には日本聾口話普及会とそれぞれ研究会が誕生した。特に後者の研究会では、前述したとおり川本宇之介らが中心となり、口話普及運動が展開された。当時の東京聾啞学校の校長であった小西信八は口話法には消極的であり、同校で口話学級が開設されたのは一九二五年からだった。小西は、一九二四年から東京聾啞学校教諭に就任した川本に教育方法をめぐって批判され、また体調を崩して一九二五年三月に辞職した。

その川本は勅令の草案起草者であり、勅令後のろう教育界の中心人物であるが、彼のろう教育観とはどのようなものだったのか。一九二六年四月二一日の『東京朝日新聞』には「つんぼの子供ももの

が言へる。口話法教育の有難さ」という川本宇之介の寄稿記事が掲載されてゐる。内容は、「聾啞者」の「聾」と「啞」を区別した形で、耳が聞こえないのはしょうがないが、言葉を覚える「脳中枢」や「舌等の発音器官」には支障がないので、聾啞学校で学べば話をすることができると主張する。この主張は川本のなかでは終始一貫しており、例えば一九三二年に出された川本の論文「聾者と其の教育」^{四五}も同様である。同論文は、川本が考えるろう教育の目的、口話法について、手話法についてもうかがえるので以下検討しよう。

川本は、まず「聾啞者は聴啞者や白痴性啞者でなくして、発語中枢たるべき部位の脳皮質も、生理的には殆んど何等の障害を受けて居らず、又発音器官並に之と連絡ある運動中枢も殆んど生理的には全く障害を受けて居ない者である。故に是等を刺戟して働かせていけば、発音も出来、言葉もいひ得る様になり、発語中枢は発達して来ると述べる。前述の記事のように、脳や発音器官に障害はないから話すことができるという主張である。教育目的は、ろう者を「一箇独立した国民」、「社会国家に厄介をかけない者」にさせ、「社会文化の共有と発展とを分担」させることを目指す。

口話法については、相手の話を視覚的に理解し、そこから発声と筆記を養う方法と述べるが、特に思想を発達させるのに適した方法として述べられてゐる点が注目される。これは手話法に対する批判

にも通じており、「聾啞者の身振表情語は無文法的であるから」、「思想を十分に整頓し難い」し、「抽象的の語」は「手真似は複雑多岐となり、表現に困難を感じ到底デリケートな思想を明確に伝達することは出来得ない」と述べる。よって「知識を弘め、その思想を發達させるには、手話法は不適當」と断じた。

さらに、「一般社会人として共同生活を営む上に、この手話を以て最も共通的なる言葉とすることは、到底出来ない以上、聾者の思想伝達の為めの手話は、彼等の範圍内に於てのみしか通用しない」。よって、「円満なる交際を進めることは到底望み得ない」と言う。つまり、手話法への批判は二つあり、一つめとして手話は無文法なので、抽象的な概念等を理解するのには困難であり、思想が發達しないと批判された。現在ではこの論は否定されており、手話独自の文法体系が存在していることが明らかにされている^{四六}。それから、二つめに一般社会において手話は使われないので、聴者と「円満なる交際」は望めないことが指摘されている。

川本の口話法について、本多創史は「ろう者は、内地にいる「国民」として「国語」教育を受けていたのではなく、内地にいる植民地の人々として、手話を禁じられ「国語」を強制されていた」と指摘

している^{四七}。川本の論理は、本多のように現代の人からすると聴者社会からの、ろう者に対する同化政策だと批判できるが、川本のろう者に対する認識は次のようなものであった。「聾啞者は、殆んど奴隷の如く仕事に酷使されるか、然らざれば、社会の廢残者、厄介者乃至白痴狂人扱にされて、淋しく家の中に塞ぢ込められたり、町の隅や村端れ等に寂しくぼんやり立ちすくんでゐたりして、一生を送らざるを得なかつた」。川本にとって、ろう者が隔絶された状況から脱するため、「一個独立した国民」になる必要があつたのである。

一九三五年に出された『聾の子もものが言へる』^{四八}は、一九三一年に設立した聾教育振興会によつて家庭向けに書かれた啓蒙冊子である。その冊子は同会の常任理事に就任した川本によつて編集された。冒頭部分では、体験談が次のように記される。ろう者の子を持つ母親が、世間体を気にしてろう学校へ子供を入れられないで迷つて入りたいと思ふようになる。母親は学校に行けば、耳が聞こえるようになると勘違いしており、それに対してろう学校の先生は口話などによつて話をすることができると論ずる。この資料に登場するようにならう者によるラジオ放送もまた口話教育推進のため実際に使われた。例えらば一九二九年二月二〇日の『東京朝日新聞』に記事には、「ア、リ、ガ、ト、ウ」昨夜愛宕山から放送したオシの見達

が御褒美を頂いてかへる時」と題したラジオ放送の記事があるので、以下引用しよう。

オシの子供達の可愛い放送が既報の如く十九日夜AKで行はれた、いづれも東京聾啞学校と市立聾学校の八歳から十四歳までの可愛盛りの子供達
日記の朗読、お話、対話、約十五分にわたる放送には聞きとり
難しい初歩のもあつたがほとんど常人に近い巧なのもあつた：

この記事で重要な点は記者（おそらく聴者）の感想として、ろう者の声は「聞きとり難い」ものもあり、「巧なのも」あつたとあるが、「巧なのも」あくまで「ほとんど常人に近い」という評価でしかない点にある。前掲『聾啞学校初等部各科指導の変遷』（一九四二年）では、「聾啞教育に口話法が取り入れられて以来、聾啞者に正常者の如き、否、正常者には及ばないまでも少なくとも正常者に近き、吾々が聞いて理解し得るやうな話を如何にしてさせるかには、幾多の研究と種々の方法を以てあらゆる努力が払はれた」と豪語されている四九。新聞に記された「常人に近い」という感想や、教育の期待される成果としての「正常者に近き」状態は、結局、口話法による教育は「正常者」への同化どころか、よくても漸近化にしかならな

か 関 東 大 震 災 下 に 家 中 義 雄 が 虐 殺 さ れ な い た め に 必 要 だ っ た こ と は
「 日 本 語 」 (「 標 準 語 」) を 話 す こ と で あ り 、 奇 し く も 関 東 大 震 災 後 の
ろ う 教 育 界 の あ り 方 は そ れ を 追 求 し た も の だ っ た 。 虐 殺 の 加 害 者 と 、
手 話 法 を 排 除 し た 当 時 の ろ う 教 育 者 の 多 く は 、 「 常 人 」 、 「 正 常 者 」 と
さ れ る 聴 者 で あ る 。 い ず れ も 、 音 声 言 語 と し て の 日 本 語 を で き な い
人 を 「 異 常 」 と み な し て い た 。 音 声 を 言 語 の 本 質 と す る 認 識 を 改 め
な い 限 り 、 こ の よ う な 言 語 に よ る 支 配 は な く な ら な い だ ろ う 五 〇 。
手 話 法 を 取 り 入 れ た よ う な 適 性 教 育 で 反 論 す る 。 し か し 結 果 的 に は 手 話 擁
護 グ ル ー プ は 孤 立 を 余 儀 な く さ れ 、 戦 後 も 盲 聾 教 育 の 義 務 制 が 実 現
す る な か で 手 話 の 排 除 は さ ら に 進 み 、 昭 和 二 〇 年 代 末 に は 教 室 か ら
ほ ぼ 駆 逐 さ れ る こ と に な る 五 一 。

むすびにかえて

ろう者の虐殺について多数のろう者が虐殺されたという事実は考
えられない。しかし、裁判になるような虐殺はなかったにしても、
ろう者に対する暴行が多数あった可能性は否定できない。また、『日
本聴力障害新聞』の記事にあるような「憲兵に呼びとめられ」た生
徒が、「朝鮮人と間違えられて銃剣で刺し殺され」たケースも完全に
は否定できない。なぜなら、軍隊による朝鮮人虐殺は法廷では誰一
人裁かれなかったからである^{五三}。ただ確かなのは、東京聾啞学校
の卒業生である家中義雄は自警団に虐殺された。その家中の死は、
むしろ各新聞に記述されるような、多数のろう者の虐殺を想像させ
たのではないだろうか。震災時における多数のろう者の虐殺が事実
ではなくても、音声言語を理解し話すことが困難なろう者の多数は、
死と隣合わせだったということは事実だからである。

音声言語による支配は、関東大震災前後から口話法教育が隆盛す
る教育界でも同様だった。家中義雄は、皇后の前でスピーチをして
いることから、口話法教育全盛の時代に学生だったとしても優等生
だったかもしれない。しかし、関東大震災時には虐殺された。口話
法による読唇と発語は、聴者の社会の要求（それこそ音声言語によ
る支配）に応えるには容易なことではないからだ。家中の死について
て口話法の推進者たちが検討してみたら、口話法における問題点も

見出すことが可能だったかもしれないが、ろう者を「正常者」に近づけるための教育では「運悪く」殺されたと位置づけられてしまう。つまり、口話法教育の隆盛期における音声言語の支配は、家中の死を不可視にさせたと考えられる。

最後に、口話法教育推進の中心人物である川本宇之介の論理を同化政策だと批判することは容易であるが、彼が目指したのは聴者と、ろう者の「円満なる交際」だった。この「円満なる交際」の現代版はどのようなあり方が可能だろうか。東日本大震災に際し、地震や津波の緊急を伝えるサイレンの音や、避難所生活において灯油の配給に回る車のスピーカー音の把握できない人たちのおいて苦労の生活の苦勞に判した社会は聴者とうとした者の隔絶した社会であるが、現代はそのよ
うな社会になつていないだろうか。聴者にとつて近くにいるろう者が
が不可視である時、それは一つの音声言語による支配の社会だとい
える。

第二章・註

一 ただし、福田村事件は研究がある。同事件は一九二三年九月六日に現在の千葉県野田市三ツ堀の利根川で、被差別部落出身の日本人行商が自警団に殺害された事件である。詳しくは千葉県福田村事件真相調査会編『福田村事件の真相』（二〇〇一年）、同二集（二〇〇二年）、同三集（二〇〇三年）を参照のこと。

二 上野益雄『聾啞界』『聾啞教育』『聾啞の光』『障害者教育』福祉リハビリテーション 目次総覧 別巻 第一期六巻・別巻一』（大空社、一九九〇年）、四六頁。

三 司法省調査は、姜徳相・琴秉洞『現代史資料（6）』（みすず書房、一九六三年）、三七一〜四四九頁に掲載。そのうち第五章は四三三〜四三八頁。

四 もと資料に罪名が記されていない。

五 罪名が「殺人傷害」と書かれている他の事例を見ると、複数人が襲われたなかで、何人かが殺され、何人かが生きのびた場合の複数を言う。犯罪事項で詳しく人数が記されていない場合は予測しうる範囲内の人数を記す。本件の場合、もとの資料に登場する被害者人数は合計四人であるが、すべてが殺されたわけではなく、またすべてが生きのびたわけではないので殺害された人数は一人となる。

六 この事件の被害者数は二人であるが、殺害されたのは一人。

七 この事件の罪名は「殺人未遂」になっているが、犯罪事項には「殺人」と書かれていてるのであげた。

八 この事件では朝鮮人一人も同時に殺されている。

- 九 本多創史「生誕する「聾者」―新たなその身体と精神の創出過程―」見田宗介・内田隆三・市野川容孝編『ライブラリ 相関社会科学』8 (身体)は何を語るのか―20世紀を考える(II)』(新世紀、二〇〇三年)、三六頁を参照。
- 一〇 山本おさむ『わが指のオーケストラ③』(秋田書店、一九九二年)、七〇、七四頁。
- 一一 関東大震災七〇周年記念行事実行委員会編『この歴史永遠に忘れず』(日本経済評論社、一九九四年)、一二頁。
- 一二 前掲『わが指のオーケストラ③』、六三頁。
- 一三 日本聴力障害新聞編集部『日本聴力障害新聞(縮刷版)第三卷』(全日本聾連盟出版局、一九七六年)。
- 一四 警視庁『大正大震災火災誌』(一九二五年)、五、七頁。
- 一五 同前、六九二頁。
- 一六 小石川区の鎮火は、「第一篇本庁活動 第八章消防 第六節鎮火時刻ト焼失区域及ビ著名建設物 第一鎮火時刻」(同前、七五三、七五四頁)でも確認できる。
- 一七 同前、七六三頁。
- 一八 同前、七三四頁。
- 一九 同前、七三四頁。
- 二〇 同前、七〇六頁。
- 二一 東京聾啞学校『東京聾啞学校一覽 自大正一三年四月 至同四年三月』(一九二五年)、九頁。
- 二二 富阪警察署の報告は、前掲『大正大震災火災誌』、一〇七九、一

〇八〇頁。
 二二 大塚警察署の報告は、同前一〇八六、一〇八七頁。
 二四 東京聾啞学校には当時、石川という名の教諭は石川倉次と石川
 文平の二人がいた。「石川主席教師」は石川倉次のことだと思われる。
 二五 前掲『大正大震災火災誌』、五九三頁。
 二六 同前、『大正大震災火災誌』、一四一頁。
 二七 姜徳相・琴秉洞編『現代史資料（六）』（みすず書房、一九六三
 年）、三七一、四四九頁。当該事件が掲載される表の前に「第二罪
 名及被告人員表」、第三「被告人員表」があり、いずれも「十一月
 十五日現在」と記されている。被告人員表「一九二三年十一月
 一五日までの起訴状況の調査書」と考えられる。
 二八 前掲『大正大震災火災誌』、一一三九、一一四〇頁。
 二九 山田昭次『関東大震災時の朝鮮人虐殺とその後——虐殺の国家責
 任と民衆責任』（創史社、二〇一一年）、一三六頁。山田が指摘した
 埼玉県熊谷での朝鮮人虐殺事件の被告の職業は、人力車夫、青物商、
 荷馬車挽、大工の割合が、本庄警察署での朝鮮人虐殺事件の被告の
 職業は、鳶職、妓夫、建具職、車夫、運送挽の割合が比較的高い（同
 書、一三六、一三七頁）。また山田は第一次世界大戦後の「不況の下
 で企業が低賃金の朝鮮人を雇用し、日本人未熟練労働者の朝鮮人労働
 者に対する差別意識を反感にまで高めた結果」を「日本人未熟練
 労働者が朝鮮人虐殺に加担する原因の一つ」と指摘している（同書、
 三一頁）。
 三〇 東京聾啞学校『東京聾啞学校一覽 自大正三年四月 至同四年

- 三月『（一九一五年）、四八頁。
- 三一 東京聾啞学校『東京聾啞学校一覽 自明治一三年 至大正九年一月』（一九二〇年）、二六、二九頁。
- 三二 東京聾啞学校『東京聾啞学校一覽 自大正九年四月 至一〇年三月』（一九二一年）、五〇頁。
- 三三 東京聾啞学校『東京聾啞学校一覽 自大正一一年四月 至同一年三月』（一九二三年）、五〇頁。
- 三四 東京聾啞学校『東京聾啞学校一覽 自大正一四年四月 同一五年三月』（一九二六年）、四六頁。
- 三五 他の資料として一九一七年一〇月二〇日「皇后の宮 聾啞学校行啓」『読売新聞』がある。
- 三六 東京聾啞学校同窓会誌『殿坂之友』第二七号（一九二四年）、五頁。
- 三七 梅根悟『世界教育史大系三三 障害児教育史』（講談社、一九七四年）、一四四頁。
- 三八 中村満紀男・岡典子「日本の初期盲啞学校の類型化に関する基礎的検討—明治初期から一九二三（大正一二）年盲学校及聾啞学校令まで」『東日本国際大学福祉環境学部研究紀要』第七卷第一号（二〇一一年三月）、二頁。
- 三九 前掲『ライブラリ 相関社会科学 8』、四五頁。
- 四〇 前掲『世界教育史大系三三』、一四五頁。
- 四一 同前、一四六頁。
- 四二 東京聾啞学校編『聾啞学校初等部各科指導の変遷』（一九四二—

第三章 沖繩人虐殺とウルトラマン

はじめに

関東大震災の虐殺の研究が、加害者Ⅱ「日本人」／被害者Ⅱ「朝鮮人」という図式によって被害者でもある「日本人」を不可視にさせた。その背景の一つとして、植民地支配の構造を現在の国境から無意識に追隨しているからではないだろうか。つまり、小熊英二が指摘しているように、沖繩および北海道は一貫して「日本」であり、朝鮮および台湾は「日本」ではなく一時的に「植民地」に領有されてきた地域というような区分であるが、それはそれほど自明ではな

い。

例えば、小熊によれば、一九三〇年代の国定教科書では、沖繩や北海道はもちろん、朝鮮・台湾・樺太などの住民も、すべて日本の「国民」とされてきた。反面、「満州国」や華北占領地帯、南方占領地、そして国際連盟の委任統治領だった南洋群島などの住民は「国民」とは別に記述されている。しかし、日本国籍をもつ朝鮮人や台湾人が、平等に「日本人」として遇されなかったり、わけてはなく、内地在住者が以外は帝国議会の参政権をもたなかったり、初等教育も無償ではなかったりした。アイヌは北海道旧土人保護法により異なる教

育制度が適用され、沖縄に参政権が付与されたのは一九一九年から
だつた二。
このようにな「日本人」であつて「日本人」では無い存在にあつた
のは朝鮮人だけではなく、沖縄人にもあてはまる。それゆえ沖縄人
を加害者の「日本人」に設定するのには必ずしも適当はない。加
害者「日本人」と設定するの無理があるのはこのような理由に
よる。
本章で後述するように、実際に関東大震災時、沖縄人が虐殺され
ている。しかし、この事実について当時の沖縄人にはあまり知られ
なかつたと思われ。一方で、ある沖縄人にも朝鮮人虐殺について
はマイノリティの立場から危機意識とも記憶され、記憶は他者へ伝え
られるが、単にマイノリティに共有されるにとどまらず、マジョ
リテイに訴えることになる。一九七一年に放送された『帰つてきたウルトラマ
ン』のなかの第三話「怪獣使いと少年」がある。同作品の脚本作家
は沖縄出身の上原正三であるが、上原にインスピレーションがわかつてい
によつて同作品が朝鮮人虐殺を想起して作られたことがわかつてい
る三。つまり、沖縄人虐殺はあつたが、沖縄人にはそれが知られず、
朝鮮人虐殺は意識されるといふようなねじれた現象が存在する。

がた、本章ではこの虐殺までの検見川事件についてはあまりとりあげられてこなかっ
か、本章ではこの虐殺までの検見川事件についてはあまりとりあげられてこなかっ
れた縄人への虐殺（検見川事件）といつて論じる。手で朝鮮人虐殺がえ

第一節 検見川事件―虐殺された地方出身者

一九二三年九月五日に千葉県千葉郡検見川町（現・千葉市）にて、三人の日本人が虐殺された。その三人は秋田県・三重県・沖縄県出身の三人である。この事件は後述するように「沖縄人」だから虐殺された事件ではなく、他の県の出身者と一緒に虐殺されている。つまり、この事件は「地方出身者」だから虐殺され、その背景にあるのは、都市／地方の関係性における問題（方言・国語の問題や都市と地方の格差など）で論じた方がよいであろう。ここでこの事件をとりあげる意味は、この事件がこれまで論じられていなかったということと、沖縄人が殺されたという事実を確認することである。さて、検見川事件に関する資料は、前章の司法省調査の他には新聞と聞き取り調査による証言しかない。まずは事件について、新聞から確認していこう。

検見川事件が最初に新聞で登場するのは、一九二三年一月八日の『山形民報』と『芸備日日新聞』（広島県）の二紙においてである。関東の新聞ではなくて、地方の新聞に登場してくる点が興味深い。以下、『山形民報』の「証明ある者四名を惨殺」と題された記事を引用しよう。

千葉県千葉郡検見川町自警団暴行事件はその筋の活動とな

り同地青年団鳥井三鶴（三三）外三名検挙取調べの結果殺人罪として起訴された右は去月五日午後二時秋田県横手町藤井金蔵（一六）三重県河藝郡合川村眞弓二郎（二二）沖縄県中頭郡潰太村儀内次郎（二一）の三名が東京から避難し同地海岸通り通行中前記四名の青年団外三十余名の野次馬がこれを包囲し警察署の身元証明書を出して哀訴嘆願するには拘らず棍棒日本刀を揮つて滅多斬に惨殺したものである

記事によれば、秋田県・三重県・沖縄県の出身者の三人が東京から避難して「海岸通り」を通行していたところ、自警団に包囲され、警察署の身元証明書を出したが通じず、「棍棒」や「日本刀」によつて「滅多斬に惨殺した」とある。

『芸備日日新聞』は「千葉の惨殺団 遂に四名超起訴さる」と題した記事であり、名前と年齢に違いがあるが、記事の展開や検挙された人物の名が一緒であること、殺害に使用された武器（凶器）が同じなので、『山形民報』とニュース・ソースが同じ可能性が高い。違いの一つとして、『山形民報』の記事では秋田県の被害者の年齢が（一六）となつていて、『芸備日日新聞』では（二六）となつていて。また、『芸備日日新聞』では沖縄の被害者の年齢が（一三）となつていて、『山形民報』では（二二）となつていて。早い段階の記

事は前章のろう者の記事でもそうだったが、誤記も多いので次に他の新聞を確認するが、その前に『芸備日日新聞』は被害者の「三名の顔も分らぬ迄に滅茶々に惨殺した」と報じていることを記しておく。

一〇日後の一〇月二十八日の『読売新聞』には「千葉県下の暴行自警団三件起訴収監さる」という記事がある。この記事によれば、千葉誤つて日本刀で斬る」という記事がある。この記事によれば、千葉地方裁判所の末永予審判事の手で審理中であつた同県下各自警団員の暴行事件は、記事が出来る前日の二七日に有罪と決定し、千葉地方裁判所の公判をおこなうようになったとある。検見川事件については以下のようになっている。

検見川事件 自警団千葉郡検見川町、検見川中戸高井重造（三九）同町河野政吉（四八）同上宿窪田勝太郎（二二）渡邊金蔵（二三）幕張町向原石櫻一郎（三五）検見川町検見川藤代義太郎（三十）同秋本源蔵（三五）同窪田辰五郎同小川初太郎（五十）同花島三郎（二七）の十名にかゝる騒擾及び殺人事件は廿六日予審終結全部有罪と決定理由は鮮人来襲の流言頻々たる五日午後一時頃検見川町京成電車停留場附近に於て秋田県人酒井金蔵（二六）三重県人眞弓二郎（三二）及沖繩県人儀間次

助（三二）の三名を不平（不逞）鮮人の疑ひありと巡查駐在所
に同行附近に居住する人々は数百人蔭口、竹槍日本刀等の武器
を携へ、右三名を鮮人と誤信し同駐在所を襲ひ窓硝子壁等を破
壊し騒擾を極めた際被告等は終に闖入して三名を針金にて縛
し殺したものである。

予審終結を伝える同様の記事は、他にも一九二三年一月三日の
『法律新聞』のなかの「千葉県下の暴行自警団 予審終結」という
記事にある。この記事は年齢の違いはあるものの、犯人の名前は一
致し、有罪の「決定理由」の書き方が同じであることから、ニュー
ス・ソースが同じであると考えられる。

『読売新聞』と『法律新聞』が伝えているのは、京成電車の「停
車場附近」にいた、秋田県・三重県・沖繩県出身の三人を自警団が
朝鮮人の「疑ひあり」として駐在所へ連れて行った。「数百名」とい
う数は多いかもしれないが、多勢がそこに「蔭口」、「竹槍」、「日本
刀」などをもつて集まった。その後、駐在所を襲つて窓ガラスや壁
を破壊し、三人を針金で縛つて殺害したとある。

『読売新聞』と同日の一〇月二八日の『東京日日新聞』には、「予
審決定書」と題し、有罪の人名が同じように一〇名あげられ（職業
として「漁夫」と記されている）、その理由が詳しく掲載されている

ので以下引用しよう。

理由 (前略) これ等不逞徒来襲すべしと傳へらるゝや大に恐怖し同月二日頃より自警中鮮人暴行の報頻々として傳へられ憤激の極憎悪の念を深くし居たる折柄同月五日午後一時頃右検見川町京成電車停留所附近に於て秋田県人藤井金藏、三重県人眞弓二郎及沖繩県ノ儀間次助の三人が不逞鮮人の疑ありとて同所を警戒しゐたる人人のために捕へられて同町検見川巡査駐在所に同行せられるに其付近に居住する人々数百人鳶口竹槍日本刀の武器を携へて右駐在所に蟻集し右三名を不逞鮮人なりと誤信し竹槍にて駐在所事務室の窓硝子壁を破壊し殺害し直ちに其死体を右駐在所の側花見川の橋上に引き行き河中に投棄し以て騒擾を為したるものなりしかして

- 一、被告市造は駐在所に於て被害者三人の中一人を他人と協力して針金にて縛り
- 二、政吉は右三人の中二人を針金にて縛し且其一人の頭部を拳固にて殴打し
- 三、勝太郎は駐在所前に於て六尺位の竹の棒を以て殺害の意志の下に右三名の内年齢廿六年位のものゝ背部を殴打し他の多数人と共にこれを殺害し

四、金蔵は殺意の下に一人の左肩を日本刀にて斬り付け殺害し
五、一郎は携へたる軍刀を揮い一人に斬り付け殺害し
六、義太郎は同所に於て槍にて一人の右肩を突き殺害し
七、源蔵は鳶口にて殴打殺害し
八、辰五郎は竹槍を以て一人の横腹を突き殺害し
九、初太郎は二人の頭部を拳固にて乱打し一人の肩を竹の棒に
て殴打し二人を殺害し死体は河中に投棄し
十、國三郎は一人の死体を花見川に投棄し何れも群衆に率先し
て前記騷擾の勢を助けたものとす

この記事の引用した冒頭部分から、九月二日に朝鮮人暴動の流言
が流れて、それにより自警団は「憎悪」していたことがわかる。そ
れからこれまで伝えられたような五日の事件がおこり、三人の各県
人が駐在所に連れて行かれて殺害された。この記事には「花見川」
に「投棄」したとある。続いて、一〇人の被告の罪が記されている。
そこからわかることは、まず、二人が針金で被害者の三人を縛り（右
一、二）、七人が殺害に関与し（右三、九）、二人が死体を川に投げ
込んだ（右九、一〇）。

一九三〇年に作成された「千葉県検見川町鳥瞰図 昭和五年」^四を
みると、花見川橋が検見川町の入口にあることがわかる。また、検

見川町の巡査駐在所は花見川橋の東側（検見川町側）南（検見川町）に向かつて渡った右側）に位置し、花見川のすぐわきに位置する。殺害後すぐに三人の遺体は「投棄」されたと思われる。ついで、前記の『山形民報』と『芸備日日新聞』には、「身元証明書」を持つていたとある。おそらくは、警察は三人を保護しようとしたが、自警団側は朝鮮人を保護するとは何事かということで、警察を襲つたのではないかと推察される。このように警察が無力であつたり、駐在所どころか警察署が自警団に襲われたりする事件は他にもある。からだ。例えば埼玉県でおきた熊谷事件、神保原事件、本庄事件など。警察が朝鮮人である。前記二つの事件はいずれも、群馬県の軍の施設に警察が朝鮮人を移送しているところ、自警団に襲われ、警察署長や署員の説得に応じない自警団が、構内にて八六名の朝鮮人を虐殺したといふ。

者、前記の司法省調査による千葉⑧の事件は、調査書には加害者の名前が一名（高井市造）しかなく、この予審決定書にも加害者名前の記載がない。一月二六日に第一回公判が開廷される。七月に予審は終結されて、一月二六日に第一回公判が開廷される。

第二節 検見川事件の公判と求刑

第一回公判に関する記事は翌日の『東京日日新聞』（房総版）に以下の通りに記されている。

去る九月五日午前一時ごろ検見川町駐在所で東京から避難して来た秋田県人藤井銀蔵三重県人眞子二郎沖繩県人儀間次助の三名を竹槍日本刀等で殺害した同町高井市蔵（三九）河野政吉（四八）窪田勝太郎（二二）渡邊金蔵（二三）藤代義太郎（二〇）秋本源蔵（二五）久保田辰五郎（四四）小川初太郎（五〇）花島国三郎（二七）同郡幕張町石櫻一郎（三五）の十名にかゝる殺人並びに騒擾事件第一回公判は廿六日午前十時廿分千葉地方裁判所で安藝（茂樹・千葉地方裁判所刑事部長）裁判長係で開廷法廷は相変らず大入り満員の盛況審問はまづ市蔵から開始され市蔵は

「駐在巡查から朝鮮人が来たら捉へて呉れと頼まれたから縛つて駐在所の中に入れて母親か迎へに来たから帰つた」と殺害事件を否認し次いで政吉は

「廿四五歳の男を縛る前にふてい野郎だと三ツ四ツ拳骨で殴つたがあとには知らない」と

と殺人の点をひるがへし勝太郎は

「廿八名ばかりの不逞鮮人が検見川へ上陸したと云ふ話だから危険などと思つて竹棒で殴つて殺しました」と認め金蔵は

「自分が行つた時は死んでゐたが群衆かあとの方から押して来たので刀の先が鮮人の身体を五分ほど斬つたのです」と申し立て裁判長から

「予審では虫の息のところを斬つたといつたではないか」と問はれ

「それは予審の間違ひです」と否認し一同を笑はせその他は同様事実を否認した。「話のは補つた」

この「検見川事件公判」大体に事実を否認す。法廷は例により満員」と題された記事には、審問の様子が一部記されている。高井市蔵、河野政吉、窪田勝太郎は先の「予審決定書」に準じている。特に勝太郎は殺害を認めてゐる。逆に渡邊金蔵に関しては先の「予審決定書」には「殺意の下に一人の左肩を日本刀にて斬り付け殺害」とあつたが、公判では群衆が押したから、刀の少し先で「五分ほど斬つた」だけと言ひ、意見をくつがえしている。先の「予審決定書」には記されていないが、裁判長から「虫の息のところを斬つた」と

言ったではないかと詰問されるが、それは予審が違ふと「一同を笑はせ」ている。他は「否認した」と記事にはあるから、先の「予審決定書」の「四」の「十」の七人は容疑を否認したということだろ。そのうち「十」を除く六人は直接、殺害した人物である。公判は笑いに包まれ、どれほどまじめにされたかはわからないが、翌日の一月二十八日『東京日日新聞』（房総版）には求刑が報じられている。

▲懲役三ヶ年

窪田勝太郎（二二）渡邊金蔵（二三）石櫻一郎（三五）藤代義太郎（二〇）窪田辰五郎（四四）

▲同二ヶ年六ヶ月

秋本源蔵（二五）

▲同一ヶ年六ヶ月

小川初太郎（五〇）

▲同三ヶ月

花島國三郎（二七）高井市蔵（三九）河野政吉（四八）

先の「予審決定書」とこの求刑を比較すると、どのように裁こうとしたかが多少わかる。直接の殺害に関与していない、三人（「予審決定書」の一、二、十）は最も刑が軽く懲役三ヶ月である。予審を「間違ひ」と言つて一同を笑わせた金蔵を含め、殺害に関与した計七人は懲役三年より一年半である。金蔵が公判で予審をくつがえそうとしたことは意味がなく、このなかでは最も重い懲役三年の求刑である。

殺害に関与したなかにも差があるのは、凶器による差が大きい原因だと思われる。懲役一年半の初太郎（「予審決定書」の九）は、「拳固」と「竹の棒」による「殴打」で二人の殺害に関与しているが、懲役三年の者は殺害した人数が一人でも、それぞれ「日本刀」、「軍刀」、「槍」、「竹槍」（「予審決定書」の四、五、六、八）を凶器にしている。懲役二年半の秋本源蔵（「予審決定書」の七）は、凶器が「藪口」であり、殺傷能力は高いと思うが本来武器ではないことでわずかに年数が短いのだと思われる。勝太郎（「予審決定書」の三）の場合「竹の棒」であるが、公判の際にあっさり認めたことよりも、「予審決定書」に「殺害の意志の下に」おこなつたと記されている点に刑を長くさせたと思われ、凶器は「殺害の意志」が反映されるものとみなされ、逆に言えば、凶器は「殺害の意志」が反映されるものとみなされ

ている。前述のように初太郎は殺害に関与しており、なおかつ遺体「投棄」にも関与しているが、「投棄」は罪として重くみられておらず、殺害したなかでは一番刑が軽い。それは、殺害に関与せず、懲役が最も軽かった三人をみてもわかる。「予審決定書」の「一」、「二」と違い、「十」の花島國三郎は遺体「投棄」をしているが、他の二人と同じ刑である。

求刑の軽重についてとりあげたが、刑自体が非常に軽い。千葉県における関東大震災朝鮮人犠牲者追悼調査実行委員会（以下、実行委員会）の平形千恵子は、『いわれなく殺された人びと―関東大震災と朝鮮人』（青木書店、一九八三年）のなかで千葉県下の軍隊及び自警団による虐殺の裁判を論じている^八。それによれば、軍隊による虐殺は「政府調査として公表されている^八。それによれば、軍隊による、わずかに公表したのも「衛戍勤務令により適当」としてきわめて無責任にその責任をのがれ、おおいにかくして」、朝鮮人虐殺は「自警団の行動としてその責任を転嫁」したという^七。しかし、「その自警団事件の追及は、権力側のたいへんな数の虐殺をおおいかくしてのことであるから、もちろんきわめて不十分」だったと指摘している^八。

平形は当時、自警団に参加していた高橋定五郎による証言（船橋・法典村事件に関する証言）と当時船橋警察署の警官であった渡辺良

雄の回想から「たいへんな数の各地の自警団事件の關係者をよびだしてのわづか一月ばかりの予審は、こうしたきわめて形式的なものであった。また地域の人のとりえ方も「全部がひつぱられたのではなく代表がひつぱられた」ととらえている」という。その高橋は、「証拠があがったら、たちまち殺人罪に引っかけちゃう。そのんですよ」、「凶器はどこへ落したか気が攪乱しているからわからない」というと証拠不十分ですよ」と証言している。また、渡辺は次のように回想している。

船橋町の稲荷屋という料理屋に、千葉から裁判官と検事や書記が来て、二階に陣取っていた。彼等は、連行して来た犯人を次々と呼び出し、検事から最初に「君は執行猶予にする。」と予言して、取調べを始めた。すると犯人は、素直に犯行を認める。そこで隣に控えている判事の手を渡すと、判事は、「お前は二人殺したか。それでは懲役二年、執行猶予三年に処する。わかったか。」と控訴するか。と判事が犯人に尋ね、「控訴しません。」と答えが返ると「それでは帰って宜しい。」というような処置が行われたので、私たちは、これを一日裁判と呼んだ。

平形は、予審から公判に移っても中身は、「おぎなりの形式的なも

の「だ」と指摘したうえで、裁判の傍聴に行った徳田郁之助の証言を引いている。徳田によれば「裁判官は、『事件が事件だから、こっちのいうことだけ答えればよいです』と行って『はい、そうです』といえばよいようにしむけていた。傍聴していて、軽くなる、執行猶予になると思ったがあたった。判決までは監獄に入っていたが執行猶予になって返された」という。○。検見川にも、殺害に関わった人が警察に呼ばれて、尋問された時に「記憶がありません、忘れませんでした」と通したらしいので、無罪ですんだ」という話が残っている。

このようにずさんな裁判に納得しない遺族がいた。一九二三年一月二八日の『東京日日新聞』（房総版）には、三重県人の被害者遺族（実父）が「関口弁護士」を代理人として加害者の一〇人に「損害金八千二百円」、「慰藉料千円」の「請求付帯私訴を提起」したとある。二六日午後（先の第一回公判の後だと思われる）には「口頭弁論」があり「原告側弁護士から証人として東京本所区太平町鈴木某を申請し合議の結果留保し職権を以て千葉署の吉野巡查部長成田署の井橋刑事部長を喚問する事となり閉廷した」とある。「次回は今廿八日午後一時」と記されているが、それに関する記事として一月三〇日の『東京日日新聞』（房総版）がある。

その「検見川事件の損害請求訴訟」と題された記事では、「実父芳

蔵から提起した損害七千二百円（前の記事と千円違う）及び慰藉料千円請求の付帯私訴の口頭弁論は二八日午後二時四十分の開廷されたとある。法廷は次のように進行したようである。①死体を監察した吉野巡查部長が証人として出廷し、原告側にやや不利益な証言をした。②被告側の清古弁護士は本訴訟の失当を反駁した。③原告側の関口弁護士からは二三の立証をおこなう。④裁判長は審理進行のため合議し、新たに証人喚問をおこなうことで閉廷した。

喚問するのは「検視調書を作成した市川署警察署長柴田平太郎」と、「千葉署の巡查田中俊」と記事にはある。ここから「検視調書」の存在が確認されるが、現存するかどうかは不明である。また吉河光貞の『関東大震災の治安回顧』一三には、「千葉郡検見川町に於ける騒擾」と題して検見川事件について記されている。一三が、資料もとは「関係各地方裁判所検事正の犯罪檢舉報告並に処分報告を始め、同地方裁判所の予審終結決定又は第一審判決等の資料に依つて之を検討」したとある。一四が、実際にどういふ資料かは今もってわからない。

「検見川事件の損害請求訴訟」という記事には次回の公判は「来月（一二月）八日午前九時」とあるが、これ以降この訴訟に関する記事は確認できない。そのため、結果がどうなったかは不明である。また、秋田県・沖縄県の被害者遺族の記事は発見されない。加害者

と、事件の様子、殺害事件の裁判の様子、求刑まではある程度わかったが、遺族の訴訟はわからずじまいである。さらに、殺害された死者の背景、なぜ検見川にいたのか、異なる県の出身だった三人が一緒にいたのかは不明のままである^{一五}。

被害者の一人と同じ沖縄県出身の島袋和幸（伊江島出身）は、検見川事件に関心をもつて個人で研究し、私家版『関東大震災・虐殺事件（秋田・三重・沖縄三県人虐殺）（検見川事件）の真相』（二〇一三年）を記した。それによると二〇〇九年に島袋は三重県鈴鹿市を訪れ、三重県出身の被害者、眞弓二郎の実家を知っている人と出会った。その人に話を聞いて、実家があった場所を確認したが今は空き地になっており、また二郎の兄弟の様子を聞くことができたが、遺族や墓碑の確認はできなかつた^{一六}。

三重県の遺族による損害請求訴訟の再度の証人喚問（一二月八日）がどのような結果になったかはわからないが、その後の一二月一日の『東京日日新聞』（房総版）には、検見川事件の殺害をめぐる裁判と遺族の損害請求訴訟を裁いた安藝茂樹（千葉地方裁判所刑事部長）のインタビュが載っている。「不眠不休の活動」をして「当時の事情を洞察し最も同情ある判決を下した名判官」と謳われた安藝は次のように語る。

非常に多忙であつた為人員等ははつきりおぼえてゐないが被告は百卅余名で、何づれも流言におどかされ心の正衡を失つた結果の為で、大いに恕すべき点があるので、前科のあるものその他特別の事情あるものゝ外、何づれも執行猶予の恩典を与へた訳である。且普通の殺人罪は最低三年になつてゐるが一年半にしてある。今回の事件中最も多数の鮮人を殺した船橋町事件ですら群集心理の結果起こつたので、被告等の平素の性行から見ても将来再び斯様な犯罪を敢てする様な事は絶対にないと思ひ、それぞれ適当に判決した。福田村事件の方は小児や婦人を河中に投入し、あらゆる残酷な行為をなし、通常なら最も重い刑を課すべきで、当方でも他の事件とは見解を異にしたのであるが、それでも当時の事情を考ふれば情状の酌量すべき点があるので、それゞゞ判決をいひ渡した訳である。被告の中には判決に不服で控訴するものも多い様である。なほ判決について世人は裁判長が独断でいひ渡す様に考へてゐるが、陪席の二名の判事と合議の上適当を思ふ所をいひ渡すので、今度の事件の取調べについても裁判長としては相当丁寧をやつた積もりである。「読みやすいように句読点を配置した」

「相当丁寧にやつた」判決は、基本的には加害者に甘い判決であ

る。朝鮮人虐殺や朝鮮人と間違えての殺人事件は、「流言におどかれ心の正衡を失つた」、「群集心理の結果」によることで「平素の性行から見ても将来再び斯様な犯罪を敢てする様な事は絶対にない」と位置づけられた。

平形千恵子は、日本人の行商人が福田村・田中村の自警団により殺害された、福田村事件一七の求刑（懲役一五年が三人、一〇年が四人、七年一人）から「自警団事件の裁判で見られる傾向は、朝鮮人虐殺に軽く、日本人虐殺に重」と指摘している一八。福田村事件の場合は、「日本人虐殺」の事例のなかでも罪が重いので、検見川事件（懲役三年と三ヶ月）と比較すると一見そうではないように思えるかもしれない。しかし、山田昭次の研究により、多くの裁判の比較研究がされ、平形の指摘は正しいことが証明されている一九。震災後の九月一日、自警団の検挙方針が、臨時震災救護事務局司法委員会によって決定される。そこには「情状酌量のすべき点少なからざるを以て」、「検挙の範囲を顕著なるもののみに限定すること」、「警察権に犯行の実あるものの検挙は厳正なるべきこと」がうちだされていく二〇。

このことから、山田は第一審判決がわかる事例を抽出し、①「警察襲撃・朝鮮人虐殺」と、②「朝鮮人虐殺」と、③「日本人虐殺」とを区分して分析した。それによると執行猶予なしで実刑判決を受

けたものが、①が四七・一％で、②が一六・五％、③が五九・三％になつてゐる。さらに懲役三年以上が、①は一三人、②が二人、③が一五人になつてゐる。さらには「日本人虐殺」が最も重く、次に「朝鮮人虐殺」を加害者のうち、圧倒的に警察を襲つた人の方が刑が重いことがわかる。

ところが、先の福田村事件は虐殺された行商人の出身地は香川県になるのだが、当時の遺族に事件のことが伝えられた形跡がみられない。実行委員会らが『資料編第二集 関東大震災と朝鮮人―習志野騎兵連隊とその周辺―』を出した後、一九七九年の九月一日にそれが『朝日新聞』でとりあげられる。すると、「殺されたのは朝鮮人ばかりではありません。日本人も殺されたのです。私のおじさん、おばさん、一緒にいた小さな赤坊まで殺されました」という電話がかかつてきた。その人は福田村事件の遺族で、虐殺された行商のなかのいた人の姪（当時は関西に在住）であつた。

この遺族の証言によると「事件がわかつたのは、大地震から半年ほどたつてからでした。東京は大地震で全滅ときいてあきらめていたところ、一行の一人が、右腕、左足を切られたひどい姿でもどつてきて、利根川のふちで、朝鮮人と間違われて殺されたと伝えてくれまして」という。半年ほどたつてから知るといふことは、裁判は一月二十八日におこなわれてゐるため、裁判を知らされな

ったことになる。
その後の人の祖母は、息子夫婦が虐殺されたことを知って、なげき悲しみ、残された孫を育てながら、何とかして現場を確かめようとして上京した。しかし、結局、利根川沿いというところから探してあてることができなかった。戦争中も切符を入手したら上京して探したらしい。戦後になつて姪の人も祖母と来たことがあるが、実行委員会のもとへくるまでは場所がわからなかったという。その遺族は次のようにいう。

人の怨念は、そんなに軽いもんじゃない。どこの国の人であらうと人間は、人間だ。二四

遺族は実行委員会と現場を訪ね、利根川のへりにたち、「かえろ、うな、つらかったやろ、一緒に四国にかえろな」とよびかけたとき、おばあさんが生きていたら」と思ったそうである二五。福田村事件に關してはそれなりに報道もされておき、刑も重かつたが、それでも遺族には届いていない。もしかしたら検見川事件の場合も、三重県出身の犠牲者の遺族以外は把握しなかつたのではないだろう。遺族の多くは地震や火災によつて行方不明になつたと勘違いしている可能性がある。被害者の関係者がいない裁判だから、「笑い」

がおこる裁判になつたのではないだろうか。先の裁判の状況をふまえて、いかに
ついで考へたらどうか。先づ、地方出身者の虐殺をとおしてわかる。いかに
軽んじられてきたかが、地方出身者の真相や原因の究明を著しく阻害
したことはいうまでもない。関東大震災によつて顕在化された問題
は、そのまゝ潜在していつた。そして、虐殺や事件に直接関わらな
い多くの人間にとつて忘却される出来事になつていく。
しかし、直接の加害者には忘れ得ぬ出来事として記憶されるし、
それを近くで見た人たちは、そうした人たちが多く住んでいる地域に
は記憶される出来事だつた。そして、それを他者に伝えようとせず
に、口をつぐんでひっそりと守られるが、少しづつ漏れるものでも
ある。旧四ツ木橋（現・東京都墨田区）周辺の虐殺に関連して、「朝
鮮人を殺して埋めたから、あとで木根川橋を作ったとき、事故が起
きた。前から何かたたりがあると言つていたんだ」という話がある
二六。また、習志野收容所周辺の自警団による虐殺があつた大和田
新田（現・千葉県八千代市）では「最初は子どもさんが病氣になつ
たとか、不登校になつたとか、そういううまくないことが、二、三
続いて、やつぱり何か供養しなくちゃ」と慰霊碑を建てた二七。
検見川においては、昔から住んでいる人のなかに事件については
知らなくとも、何らかの「崇り」によつて検見川には三人の「不幸

な人「が生
から直接、他
である。者に
。語られる
という話
が残って
いるのは、
半世紀こ
えたあた
りのか
口

第三節 「怪獣使いと少年」にえがかれた虐殺

多くの人によって忘却される出来事は、一方で被害者や被害者に近い人、さらには被害者のアイデンティティに同調できる人、比較的親和性が高い人たちには、虐殺の記憶は継承されていく。一例えば、李沂碩は東京大空襲の様子を次のように語る（罹災当時一〇歳）。

アボジは、「火の粉と煙により」眼を全く開くことができないオモニと、幼い妹をリヤカーに乗せると家を後にしました。千葉の下八幡に住む親戚の家をめざしたのです。私は姉とその後をついていきましました。

眼を開けることができないので、何度もつまづきました。つまづくたびに、薄目を開けると、そこにはきまって遺体がありました。道端の退避壕から遺体があふれていました。火に焼けた遺体は真っ黒く、煙に巻かれて亡くなった人の遺体は白く見えませんでした。燃えた服が風に飛ばされ、肌が露になっていました。助けを求めたのでしよう手をのばしたり、うつ伏せになっていたり、うづくまっていたり。市電の窓から頭を出して黒焦げになって亡くなっている人もいました。放心状態だったのでし

よう。死体の山を見ても、怖いという感情さえ起こりませんでした。

〔中略〕

空襲を逃れた地区の生徒や児童は空襲直後の朝、まるで何もなかったように学校に向かっていた。不思議な光景でした。登校中のある女子生徒が「かわいそうだ」と、学校に持っている弁当を私たちにくれました。あれから六〇年以上経っても、家族でありがたく分けあつて食べた、あの時の白米の味は忘れることができません。

後で姉から聞いたのですが、橋を渡るときアボジは、オモニに一言もしゃべるな、といったそうです。朝鮮人であることが知られてはいけな思ったようです。

その時、アボジの脳裏には、関東大震災で多くの同胞が虐殺された時の悪夢が蘇っていたようです。「十五円五十銭」の悪夢です。「チユウコエン」などと、少しでもなまたら引張られていったのです。こんなにも人が死んでいるのだから、関東大震災の時と同じように、朝鮮人がいわれもなく殺されるのではないかと、思ったようです。

それで、オモニはリヤカーの板に身を縮めるようにして、黙ったまま八幡に向かいました。二九

李の体験談では、「アボジ」が東京大空襲から避難する際に、関東大震災の時の朝鮮人虐殺の記憶を想起していることがわかる。「アボジ」にとつては、空からの攻撃だけではなく、地上からの攻撃も家族を守るために防がなければいけなかった。実際に、父の李珍鎬は関東大震災を東京で体験していた。李によれば、「各地で、朝鮮人が殴り殺されている」と聞いた。「アボジ」は亀戸か、本所の警察署に保護を求めた。その後習志野収容所へ収容されるが、「日本人の農家に朝鮮人を二、三人ずつ「払いさげ」し、殺させた」という噂を聞いて、夜中に二、三人で逃げ出した。そうである三〇。

李の「アボジ」は、東京大空襲による火災の混乱から、関東大震災を想起し、朝鮮人虐殺の前にされる自警団の誰何を警戒し、生命の危機から逃れるために、「オモニー」に「一言もしゃべるなと伝えた」と思われる。これは李のアボジが関東大震災を実際に体験したからだと考えられるが、実際に体験していない人、もしくは犠牲者になつた多くの「朝鮮人」ではない人にはどうか。次に、実際に、朝鮮人虐殺を想起して作られたテレビ番組をとりあげる。

一九七一年に放送された『帰ってきたウルトラマン』のなかの第三話「怪獣使いと少年」がある。『帰ってきたウルトラマン』とは、ウルトラシリーズの四作目になる。『帰ってきたウルトラマン』とは、

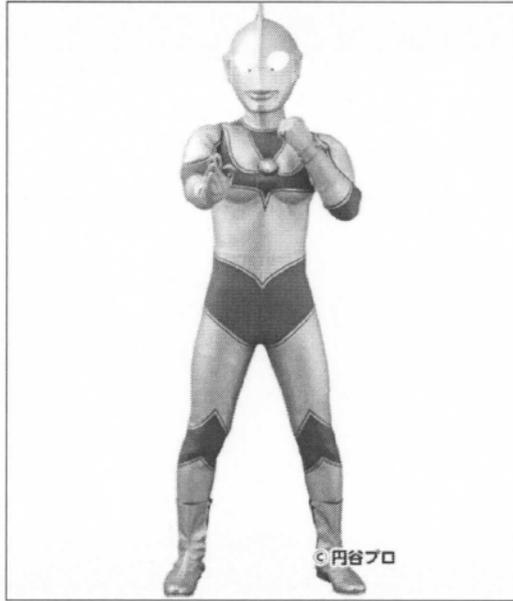
ダクションがテレビ向けに制作した特撮（特殊撮影ミ）番組であるが、一作目の『ウルトラQ』（一九六六年）は、主人公たちが遭遇する不可思議な事件を（人間のまま）解決するというSFドラマ（アメリカのドラマ『トワイライトゾーン』のようなもの）であった。二作目の『ウルトラマン』（一九六六、六七年）の基本フォーマットは『ウルトラマン』は時代を映す鏡だ！（『ブレインナビ編、PHP研究所、二〇一二年）によれば、以下のとおりである。

圧倒的な力でビルを叩き潰し、口から吐く炎で街を焼き払う怪獣。その暴虐に対し、科特隊（科学特捜隊ミ）は懸命に応戦するものの苦戦を強いられる。「万事休すか」と思ったその時、光と共に我らのヒーローウルトラマンが登場する。そしてウルトラマンは僅か三分間で怪獣をもの見事に倒し、空の彼方へ飛び去っていくミ。

要するに、『ウルトラマン』は、襲ってくる巨大な怪獣に対して、主人公はウルトラマンというメタリックな巨人に変身ミ、必殺技（スペシウム光線など）で倒すというドラマになっっている。その後のシリーズもこの基本フォーマットは変わらずに続いていく。



【初代
ウルトラマン
円谷プロダクション
公式サイトから】



【帰ってきたウルトラマン
ウルトラマンジャック
同前】

の話は「牧歌的で娯楽」的な作品だろうか。また、「人間的悲惨」さが『ウルトラマン』にはえがかれていないだろうか。

初期の頃のウルトラシリーズの脚本家（金城哲夫・佐々木守・上原正三・市川森一）を分析した、切通理作の『怪獣使いと少年』ウルトラマンの作家たち』（宝島社、二〇〇〇年）は、「彼らの書いた物語は、けつして勸善懲惡でも明朗快活でもなく、「世の中すべてが明るい未来を夢見ていた高度経済成長の時代」の風潮とは「ズレていた」という三々。私も基本的にこの意見に賛成だが、付言すれば、「そもそも「世の中すべてが明るい未来を夢見ていた高度経済成長の時代」という認識そのものが、バブル崩壊後の認識ではないかと思う。」

さて、「勸善懲惡でも明朗快活でもない作品はどういったものがあげられるだろうか。例えば、「五郎とゴロー』（『ウルトラQ』第二話一九六六年一月九日放送）という作品がある三九。

主人公たち（男性飛行士二人と女性記者一人）が、淡島海上ロブウエーに出没した巨猿の話聞き、取材に行く。その巨猿ゴローは、村の除け者の五郎（「唾者」）と寄り添うように生きている。五郎は孤児であり、炭焼きの老人にひきとられて暮している。ゴローはもともと天城山に住んでいたが、戦時中そこが日本軍の要塞地帯となつたために、逃れて淡谷島に移り住んだ。ゴローは戦時中に開

発された薬品を飲んで巨猿になったのである。

巨猿になったゴローのために五郎は食事を盗み、それが島民に知られて袋叩きにあう。そこへやってきた警官は「手荒なマネはしなかつたろうな」とぬけぬけという（ヘリンチを容認している）。五郎は逮捕され、町に連れて行かれるが、ゴローは五郎を追いかけ、町に出没し破壊する。警官がゴローに向かつて発砲するが、効果が無い。そこで五郎を釈放させ、ゴローに牛乳を飲ませるように仕向けるが、その牛乳には睡眠薬が入っている。ゴローは眠ってしまった、それを見た五郎は声なき叫びを上げる。ゴローは最終的に島に移されて終わる。

この話は、島で差別されて生きていく「唾者」である五郎と、戦争のせいで翻弄される動物のゴローとの友情の話であるが、最終的には二人（一人と一匹）は引き離されて終わる。孤独に生きていた五郎がようやく手に入れた友人と離され、五郎はまた孤独な生活が余儀なくされるのであることが容易に推察され、ひじょうに後味が悪く終わる。

この作品の脚本を手掛けたのは、沖縄出身の金城哲夫である。金城は大学の恩師に紹介された円谷英二に気に入られ、創設されたばかりの円谷プロダクション・企画文芸部の中枢となる。二〇代で『ウルトラQ』、『ウルトラマン』、『ウルトラセブン』などを次々に企画

していった。よって、金城はウルトラマンの生みの親といわれる^{四〇}。
一九三八年に生まれた金城は、クリスチャンの家庭で育てられた。
金城家では日常的に日本語が使われていたために、沖縄語が苦手だ
った。しかし、戦前から戦後にかけて沖縄語を禁止する教育がおこ
なわれていたために、金城は優等生だったようである^{四一}。地元の
中学卒業後は東京の私立玉川学園高校に入学し、同大学を卒業した
^{四二}。

切通は、「五郎とゴロー」にえがかれるゴローは、戦争が原因で棲
家を転々としなければならぬところから、「沖縄人の姿を投影した
ものだろう」と分析している^{四三}。実際に、金城は沖縄戦を体験し
ており、母は爆撃で片足を失った^{四四}。このまま防空壕にいては危
険だという母の判断で、金城は祖父に連れられて外に出て、アメリ
カ軍に助けられることになる。当時七歳だった金城は安堵のあまり
失禁しそうになったという。一方で母親は憲兵を名乗る日本兵に「出
ていかなければ殺す」と軍刀で脅され、壕を追い出されたという。
その後地を這っていたところアメリカ兵に発見されて救われた。し
かし、金城の妹はアメリカ軍の収容所から出た一、二ヶ月後、飢え
のあまりに傷んだ食べ物を口にして死んでいる。
私には「五郎とゴロー」の友情は、ゴローが沖縄人だとしたら、
五郎は「内地人」としてえがかれているように思えるが（村民は標

準語でしゃべっているから、「唾者」という「内地」でも差別される存在とでしか、仲良くなれないマイノリティ同士の友情にみとれる。

切通は金城の単独で手掛けた『ウルトラマン』の脚本作品、七本（第一〇話「謎の恐竜基地」、第一三話「オイル SOS」、第二〇話「恐怖のルート 87」、第三〇話「まぼろしの雪山」、第三三話「禁じられた言葉」、第三七話「小さな英雄」、第三九話「さらばウルトラマン」）をあげ、「ほとんどウルトラマンと怪獣を直接絡ませないように、絡ませても、それがあまり残酷な怪獣殺しにならないように気を配っていた」と指摘している（なお、最終回の「さらばウルトラマン」は怪獣の手にウルトラマンを殺させた）^{四五}。切通はまた、『ウルトラマン』に見られる金城の博愛主義は、日本兵に沖縄人が殺されるといふ戦場の狂気と、戦争の根底にある民族主義・国家主義への忌避感から生み出されたものではないだろうか」と分析している^{四六}。

ウルトラシリーズ三作目にあたるのが、『ウルトラセブン』であるが、その第四二話「ノンマルトの使者」を手掛けたのも金城による。切通は以下のようにストーリーを説明している。

人類の海洋開発がすすんだ時代。ウルトラ警備隊（『ウルト

「ラマン」の科特隊に相当。シリーズにより呼び名が違う」のアンヌ隊員「警備隊唯一の女性」とモロボシ・ダン「主人公・実はウルトラセブン」は、海辺で出会った謎の少年からこう言われる。

「人間は、今では自分たちが地球人だと思っているけど、本当は侵略者なんだ！」

「本当の地球人はノンマルトという種族なのだが、後からやって来た「今の地球人」に陸地から海底に追いやられた。そして今、人類はその海底さえ奪おうとしている」。

「ノンマルトの海底都市を発見したとき、ウルトラ警備隊のキリヤマ隊長は混乱する。」

「もし、宇宙人の侵略基地だとしたら、ほうっておくわけにはいかん；われわれ人間より先に地球人がいたなんて；そんなバカな；やっぱり攻撃だ；」

結局、隊長はノンマルトは宇宙人なのだということにして自己正当化し、雨あられの猛攻撃であつたという間にノンマルトの都市を滅ぼしてしまふ。そして彼は狂つたように叫ぶ。

「ウルトラ警備隊の全員に告ぐ！ ノンマルトの海底都市は完全に粉碎した！ われわれの勝利だ！ 海底もわれわれ人間のものだ！」

四七

この作品は要するに、ノンマルトという先住民族（民族というよりは宇宙人）と後から侵略してきた人間（地球人という宇宙人）の争い、そして地球人による虐殺をえがいている。この作品を脚本家の金城が沖繩人だからということ、「琉球処分」をえがいているというように指摘は容易である。

しかし、この作品の面白いところは主人公であるウルトラセブンの立場だ。ウルトラセブンは前作のウルトラマンとは異なり、人間ではなく宇宙人という設定になっている。ウルトラマンの場合は人間がウルトラマンになるのだが、ウルトラセブンの場合は人間のよくな宇宙人がウルトラセブンに変身する。よって、「ノンマルトの使者」の場合（に限らずだが）、ノンマルトと地球人との間に第三者としてウルトラセブンが立たされている。しかも、ウルトラセブンはノンマルトの言い分が歴史的に正しいことも知っている。にもかかわらず、ウルトラセブンは地球人に肩入れして苦悩することになる。

切通は「『ウルトラセブン』は、二つの世界の間引き裂かれた一人の人間に、その存在理由を問い掛けていくドラマになっていった」と指摘している^{四八}。もちろん、「その一人の人間」は日本と沖繩で引き裂かれた金城をあらわしていることになる^{四九}。

その金城が円谷プロダクションに招集した人物で、上原正三がい

る。上原が脚本を書いた『帰ってきたウルトラマン』の第三三話「怪獣使いと少年」は次のような作品である^{五〇}。

佐久間良という少年（一二歳）が、嵐のなか巨大怪獣ムルチに追われ、夜の河原をふらつく足で逃げています。そこへ、宇宙人のメイツ星人が助けに入り、怪獣を封印してしまふ。

その後、川沿いにある砂利採取場の工場の廃墟近くで、良は穴を掘っていた。そこへ中学生三人がやってくる。良はこの辺りでは宇宙人ではないかと噂されていた。一人が、「お前どこから来たんだ」、「何で毎日穴ばかり掘ってんだ」と聞くが、良は無視して穴を掘りつつける。すると、中学生たちは良の正体を調べようと、良が住んでいると思われる廃墟へ向かう。そこで良が「エイ！」と叫ぶと、中学生一人の体が宙に舞う。中学生は良が宇宙人だと確信し、「正体を見せろ、宇宙人に変身しろ、なんで地球人に化けているんだ」という。良は「ボクだって君たちと同じ日本人なんだ」というが、相手にされない。

良は首だけ出した状態で埋められ、中学生にいじめられる。中学生は良の頭から泥水をかけられるが、良は黙って耐えている^{五一}。そこへ郷秀樹（主人公、変身するとウルトラマンジャック^{五二}になる）が登場し、いじめを止める。郷が「彼のことは俺に任せてくれ、責任をもって解決する」と中学生にいった、その場はおさまる。郷

が良のことを調査している間に（郷も単なる噂だとは断定していな
い）、中学生がシェパードを連れて良のもとへやってくる。良が食べ
ていたお粥の入った鍋を蹴り飛ばして、シェパードで襲わせる。す
るとその犬が爆発する。その光景をみた中学生たちは「宇宙人に殺
されるぞ！」と逃げる。

郷が調査から帰ってきてM A T（モンスター・アタック・チーム
の略、『ウルトラマン』の科特隊に相当）の本部で結果を報告する。
それによると良は昭和三年四月五日、父徳三、母よねの長男とし
て北海道江差に生まれる。昭和三七年九月、良が四歳の時に一家で
美山鉱山へ移る。理由は鯨の不漁である。漁師から鉱夫になっても
生活は苦しく、その後炭鉱は閉鎖。父は東京へ出稼ぎに出たまま蒸
発。母は無理がたたり病床に伏しがちだったが炭鉱が閉鎖された翌
年病死。良は叔父の家に引き取られるが、関係が悪く家出した。

良は買い物のために商店街を歩く。町中の視線が良に注がれる。
良が「食パンの下さい」といってもパン屋の主人が売らない。良が去
ろうとするところが女性同情的でなく売ってあげるといらないと
断ろうとするが、女性同情的でなく売ってあげるといらないと
良が廃墟に帰ると、二階には郷と弱々しい一人の老人がいる。良
郷を追い出そうとするが、メイツ星、金山十郎といふ名の老人がそれを制す
る。郷はその老人がメイツ星であることを知っているからだ。そ

「う」という。郷は「彼は宇宙人ではない」と拒否するが、いうことを聞かずに騒動になる。その様子を見ていた金山は廢墟の工場から降りてきて、「宇宙人はこの私だ」と叫びながら走ってくる。以下、次のような会話が展開される（シナリオから）。

金山「さあ、良君を自由にしてやってくれ」

良「なんで出て来ちゃったんだよおじさん」

金山「もういいんだよ」

おやじ「みんな、こいつを生かしておくとなにをしでかすかわ

かんねエぞ、なんしろ宇宙人だ」

紳士「そうだ、やられる前にやってしまった方がいい」

兄ちゃん「やっちまえ」

人々、金山に石や棒切れをぶつける。

郷「やめろ！この人は宇宙へ帰りたがっているんだ。帰してや

つて下さい」

紳士「マットが宇宙人をかばうのかッ」

おやじ「どけ！」

郷「：：！（一同を睨みつけて金山をかばって立つ）」

おやじ「一緒にやっちまえ」

一同「おう！」

投石する。集団の暴徒になっている。
郷、眉間を割られて鮮血が流れる。
郷はそれでもかばって立つ！

良「おじさんにひどいことをすると、今に大変なことになるよ。

みんなやめた方がいいよ」

郷「そうだ、乱暴はやめろ！」

声「かまうもんかやっちまえ！」

一同、郷、金山に石をぶつける。

次郎「日頃から郷と親しくしている少年」「郷さん！（駈け寄

る）」
次郎も木切れをぶつけられて倒れる。

郷「次郎君！（駈け寄る）」

金山「やめろ、やめろ、お前たちは鬼だ！（と郷たちをかばっ

て前進する）彼等にまで乱暴するのはやめてくれ、殺すなら私

を殺せ！」

金山、前進する。

警官A「寄るな！（ピストル向ける）」

金山「：：！（進む）」

ピストルが火を吐く！

金山の胸に鮮血！

金山が死んだときに、メイツ星人の姿に戻る。そして、メイツ星人によつて封印された怪獣ムルチが復活し、町を襲う。金山はメイツ星人を殺した人たちは逃げまどい、郷に怪獣をおびき出したのはあんたか！おお、勝手に金山さんの怒りがのり移ったようだよ。と心のなかで呟く。

最終的にはウルトラマンジャックになることをいっただい、話が終わらない、怪獣ムルチをあっさり倒す。通常三分しか戦えないウルトラマンは、カラータイマーが胸にあり、残り三〇秒のところで点滅する。そこで視聴者は安堵して話が終わる。仕立てになつてゐる。怪獣を倒すことでは視聴者は安堵して話が終わる。なかつた。

良「おじさん！」
 金山「おじさん、バツタリ倒れる。」
 良「おじさん！（抱きおこす）死んじゃやだ、おじさん！」
 金山「良：：（良の手をしっかりと握る。そして力尽きて息絶える）」

最後のシーンには、良が黙々と穴を掘りつづけている。それを遠くから眺めているM A Tの隊員が、「いったいいつまで掘りつづけるつもりだろー」というのに対して、郷は「宇宙船を見つけたら、いつまで話さないだろーな。彼は地球にさよならがいたいんだ」といって話
は終わる。
切通理作が上原正三に聞き取り調査をして、この作品について聞
いた時、上原は次のようにいった。

僕の中は、関東大震災で朝鮮人がデマのなかで虐殺され
たという事実はいつも頭の中にあつて、人のなかには、いつそ
ういう風に変わるかわからない面がある。そういうことをスト
ーリーにできないか。穴を掘っている少年がいて、周囲の反応
がだんだん凶暴になっていく。一つの噂が他の噂を呼んで、最
後にはどうにもならなくなるといふ話が組み立てられないか
と思つていました。五三

上原正三の「怪獣使いと少年」は、関東大震災の朝鮮人虐殺を想
起して書いたといわれるが、本当によくできていて、中学生が良を
いじめたセリフや、最後のメイツ星人を取り囲んでいう警官を含ん
だ町の人のセリフのうち、「宇宙人」を「朝鮮人」に代えたら、関

東大震災時の流言蜚語そのものである。また、最後に良とメイツ星人を囲む町の人びとは虐殺をおこなった自警団そのものである。さらに、良の父はニシン漁の不漁により、その後鉦山で働くが、鉦山も閉鎖され、東京に出稼ぎに来る姿、金山が多摩川の河川敷に住み、川崎の工場で働いている姿は、在日朝鮮人の生活を想起させる。この中で、新井勝紘が東京都復興記念館に所蔵されていたのを発見した、関東大震災後に描かれた絵と比べてみるとはつきりする。その絵は当時、本横小学校にいた高田力蔵という図画の教師が、震災後半年から一年ぐらい経過してから、子どもたちに出し、てえがかせたものなかの一つであり、小学四年生による絵である五四。「怪獣使いと少年」のワン・シーンはこの絵に似ている。また、「怪獣使いと少年」は一九七一年一月一日に放送されてくる。その前年の一九七〇年、手塚治虫の漫画「ボンバー」に朝鮮人虐殺がえがかれている。一九七一年というのは、関東大震災からちよつと五〇年が経とうとして、歴史学の研究がはじめられていた時である。例えば、関東大震災下の朝鮮人虐殺の研究全体をえがいた、姜徳相の『関東大震災』（中央公論社）が出たのは一九七五年である。手塚と上原の作品はそれ以前のものであり、何を頭に思いえがいて作品にしたのか、おそれなくはそれまでに聞いた話

以下、三つの虐待シーンを並べる。どの「怪獣使い」という少年「のシーンには比べ、手塚がえがいた虐待シーンは、三つといと少年「のシーンには比べ、火災の死者を彷彿とさせる。」



【震災後小学四年生による絵 新井勝紘「少年が観た朝鮮人追跡―
―描かれた朝鮮人虐殺―序論―」『歴史科学と教育』第一六号（一九
九七年一二月）、四五頁】



【「怪獣使いと少年」のワンシーン】

【手塚治虫「ボンバー」『手塚治虫恐怖短編集①—妄想の恐怖編—』
 (講談社、二〇〇〇年、一〇五頁。初出は『別冊少年マガジン』
 九七〇年)】



第四節 脚本家・上原正三について

上原正三は一九三七年二月六日に沖縄県那覇市で生まれた。その約半年後に第一次近衛文麿内閣のもとで国民精神総動員運動が展開される。富山一郎によれば、沖縄で一九三七年九月から翌年の三年八月までの間に精動運動、国民精神総動員運動のことが「生活改善講演会などに動員された延べ人数のうち、その約半数が、生活改善に関するもの」だったという。この改善の対象にされたのが「沖縄語、はだし、豚便所、墓、洗骨、姓名、占い、ユタ、服装、飲酒、毛遊び、蛇皮線での唄い、祝い事、衛生問題、時間厳守など日常生活に関わる細部に及んでいた^{五五}。そして、沖縄戦突入の時期の「沖縄語禁止などが、軍事的要請から設定された」として、住民にとっては、モラルとして受容されていった生活改善の延長線上に存在する」という^{五六}。

さらに、富山によれば「生活改善運動における標準語奨励において、ある教師は次のように発言している。大震災の時、標準語がしやべれなかつたばかりに、多くの朝鮮人が殺された。君達も間違われないように、もちろん「と^{五七}。

この大震災とは、もちろん「東大震災を指している。「朝鮮人」のよう「殺されないように」という点は差別されているものが、同じように差別される存在をさらに差別すること、自分たち集団の

上昇をはかろうとする、マイノリティー特有の差別がある。例えば、一九〇三年の人類館事件がわかりやすいが、この事件は第五回内国勸業博覧会において、東京人類学会の企画で朝鮮人、「蕃」(台湾の山地原住民)、アイヌ、そして沖縄人などが「展示」された事件だった。このとき太田朝敷(『琉球新報』主筆)は「『琉球新報』の記事で「是我を生蕃アイヌ視したるものなりと猛反発し、」本県の教化今や駸々として上進し服装の如きも男子は十中八九は既に之を改め女子と雖も改装するもの年々其数を増加する勢あり」と同化の進展を強調した^{五八}。アイヌや台湾の先住民を、沖縄人の下位におき、そうならないように日本人に同化することで差別されていく地位から上昇しようということである。

このような差別は関東大震災時にもみられる。例えば、震災の年に上京し、改造社出版部で勤めている時に被災した、比嘉春潮による『沖縄の歳月』という回想録がある。そこには次のように記されている。震災後に朝鮮人暴動に関する流言のために自警団が徘徊していたが、比嘉の家^一に自警団がやつてくる。そこで「朝鮮人だろう」、「ちがう」の押し問答をしていたところ、隣に間借りしていた沖縄人へ沖縄ではアナーキスト・グループにいた人^二が、「なにをいつているんだ。日清日露のたたかいに手柄を立てた沖縄人を朝鮮人と一緒にするとはなにごとだ」といったという^{五九}。

このようにマイノリティに置かれて、他のマイノリティを差別するという行為は、現実的な危機にさらされているからおこなわれる。関東大震災時は朝鮮人と同じように、沖縄人も殺されるかもしれないという危機を感じていた。比嘉も、先の自警団と共に近くの交番に連れて行かれ、「ごたごたしているうちに、酒屋の親父とでもいったような腹のつかい男」がやってきて、「ええ、面倒くさい。やっちなまえ」と怒鳴り、「ヒヤリ」とした。比嘉が聞いた話では、深川の自動車修理工場に勤めていた首里の青年が、九月二日にその姿を見た人がいるにもかかわらず、その後行方不明になっていて、戦前沖縄三中の校長になった豊川善曄からは自警団に「君が代」を歌わされた話を聞く。そして、前述のとおり、実際に検見川で沖縄人が虐殺されている。沖縄人虐殺の話はまったくでないし、比嘉の回想録にも検見川事件は登場しない。よって、「内地」の新聞では報道されながらも、沖縄人には検見川事件はあまり知られていなかったと思われ。ただ、実際に沖縄人が殺されたという事実を知っていたように、多くの沖縄人には朝鮮人虐殺が他人事とは思えなかつたのは間違いないだろう。前述の標準語奨励における話も上原の話も、同じような危険にさらさ

れて、上原の場合には沖繩戦の記憶も生命の危機とともに、深く刻まれている。開船に乗って叔父を頼りに台湾へ渡航する。そこで二ヶ月過ぎ、いっただん戻ろうと出港した際に船が時化にあい西表島に避難する。ちようどその日が一月一日であり、沖繩では「鉄の暴風雨」にさらされた。帰る場所がない船に乗っている時上原の家族は「寝る時はお互いの手をひもで縛って」いたという。ようやく鹿兒島へ入港し、上原の家族が下船する。その後、その船は帰る際に撃沈される^{六二}。上原は熊本の千丁町に疎開し寺で生活した^{六三}。

上原は、「鉄の暴風雨」の危機からは運よく逃れることができたが、そこで自分が死ぬかもしれない可能性がある以上、沖繩戦の記憶から逃れられない。上原個人が沖繩戦をどのよう学び、自己の記憶を形成したかはわからないが、少なくとも沖繩戦の日本軍による住民被害は上原に刻印されているだろう。上原は戦争責任を次のように考えている。

戦争って言うのは、軍が悪いとか、天皇が悪いとかいうけれども、それだけじゃない。われわれ一人ひとりが起こしている

んですよ。そういう意味では、被害をこうむった沖縄人も日本軍によって集団自決させられたというのは事実だけど、軍に命じられて村長が手榴弾を村人に渡した、いくら命令とはいえ、その行為は裁かれなくて良いのか。わが子を抱きながらピンを引いた人たちに罪はないのかと思うんですよ。そこまで断罪されない」と戦争の本質的な部分は見えてこない。なんで『おれは嫌だ』って言う奴が誰もいなかったのか。いちがいに被害者がかわいそうで加害者が悪いんだということではないと思いません。戦争の実態っていうのは、結局個人に跳ね返ってくるから、自分の心のありようが一番問われてくる。だからもし強引に断罪するとすれば日本国民一人一人に対してだと思っんですね。

六四

林博史によれば、沖縄戦による日本軍の住民殺害は、次のように説明される。日本軍に殺害されたケースは、「食料提供や壕（ガマ）の提供を渋った者、軍民雑居の壕内で泣く乳幼児（日本兵に強制されて乳幼児を肉親が殺害した場合も）、米軍に投降しようとした者や米軍に保護された者、山中などの避難民に投降を呼びかけた者、米軍から食料をもらった者、日本兵からの尋問に答えられなかった者、米軍・精神錯乱者など、さまざまな理由」による六五。この事例の

うち、特に最後の例は、関東大震災の時に自警団の誰何に応じられず、に虐殺されたことを想起させる。聾啞者の虐殺は前章で取り上げたとおりである。

沖繩語の抑圧は戦後の復帰運動とともに続いていく。敗戦直後は、米軍によって沖繩語・沖繩文化が奨励され、沖繩語の使用はほぼ自由だった。しかし、早いところでは一九四七、四八年後頃に、「方言札」が復活し、沖繩全体には一九五〇年前後に広がる。沖繩教職員会の教研集会における共通語励行関係の報告は一九六六年まで続いた^{六六}。そのような時期に沖繩で教育を受けていた上原は次のようにいう。

日本に復帰して二〇年になるけど、今でも僕の中には常に『沖繩は日本か?』という疑問がある。強引に日本国に組み込まれた植民地ではないのか、というね。だから僕は日本復帰のときなんかなんの感動もなかったね。砂川の基地闘争のデモにはいつても、本土復帰運動には一切参加しなかった。^{六七}

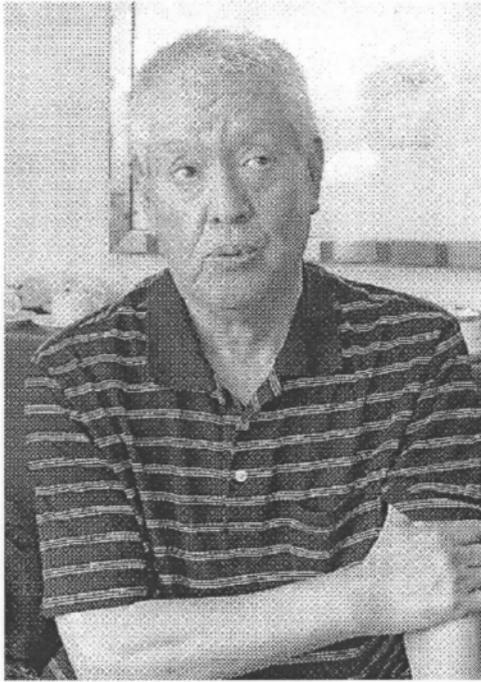
以上のように、上原正三は、沖繩戦の記憶とともに、沖繩人が危機にさらされる支配の論理をつきつめていた。それは端的にいえば、植民地支配の構造であるが、前章でもふれたような言語による支配

もその一端を担う。上原やほかの沖縄人も、関東震災下の朝鮮人
虐殺は、それは自分も殺されるかもしれないという身近な出来事で
あり、震災時も戦争でもマイノリティーだからこそ想起される記憶
だった。上原正三が「怪獣使いと少年」を書いた半年後に沖縄は日
本に返還されるが、上原はそれを植民地支配の継続としてみていた。
ウルトラマンを批判した大江健三郎は『沖縄ノート』のなかで次の
ように言う。

本土から沖縄に来た評論家が、沖縄戦の犠牲者について、動物
的訓練による忠誠心と批評し、それにふれて怒りのあまりに狂
死した人物がいた、という話は、その後半分においてなれば伝
説であるかもしれない。しかし、僕が、家族とともに沖縄の土
地の人間として生きていくとすれば、僕が、家族とともにこの土
て過去と未来の沖縄について日々考えつづけたら、この批評
にふれたのであったとしたら、冷静でありえたらうと考える
根拠はない。たとえ狂死の噂が伝説であるにしても、それが伝
説として生きているというものは、その噂が現実の根源にふれた
核心をそなえているゆえなのであるから、僕は自分の想像力を、
その核心にむけて沈みこませてゆくことを望むほかないので
ある。六八

心」を想像することはできなかつた。しかし、大江はウルトラマンのなかには「現実の根源にふれた核

【上原正三 二〇一〇年六月二二日 『朝日新聞』】



むすびにかえて

本章はまず、検見川事件について考察した。検見川事件は秋田県・三重県・沖繩県の出身者が検見川の自警団に虐殺される事件である。なぜ、その三人がその場にいたのかは定かではないが、予審調書から加害者の人数や虐殺の過程が明らかになった。また、公判と求刑から何に重きを置いて刑罰の軽重を決めていたかを検討した。関東大震災下の自警団による虐殺事件は、数が多く、検見川に限らずその一つ一つの裁判がささんであり、刑罰の軽重は殺意の軽重によって決まり、その裁意も自警団の凶器によって決定される。三重県の遺族は慰謝料を請求する訴えをおこすが、その結果はわからなかった。ただ、秋田県、沖繩県の遺族の要求がないのは、福田村事件とあわせて考えて、遺族に知らせることを裁判においてもしていないかかったのではなからず、遺族も関東大震災の「震災」により行方不明になつておられると考へて、捜索をあきらめていた可能性も考えられる。そのような裁判により、マジョリテイから虐殺の記憶を忘却させることにならざるが、マジョリテイから虐殺の記憶を忘却させることは、マジョリテイから虐殺の記憶を忘却させることには、虐殺のことは公に語ることは困難であるが、語り加害の地域には、それが「崇り」という形にかわつてひっそりと継承されないがゆえにそれが「崇り」という形にかわつてひっそりと継承されない

れる一方で、被害者の被害者の遺族に直接虐殺の事実が伝わらなかつたとして、
 も、被害者のアイデンティティに同調できる人、比較的に親和性が
 高い人たちの場合は、虐殺の記憶は継承されていく。前者の場合には、
 日朝鮮人の場合であり、東京大空襲と生きている。危機にあって、虐
 殺の記憶は想起された。また、後者においては、沖繩人の脚本家の
 上原正三によつて、人気がテレビ番組のウルトラ・シリズのなかの
 一作品にあげられた。気テレビ番組のウルトラ・シリズのなかの
 年一上原が朝鮮人虐殺を想起して、大震災の朝、人虐殺の研究は、
 ていがない。虐殺が想起される過程として、上原の場合には、自身
 験として、まず沖繩戦による生命の危機がある。そこからは、
 よる沖繩人犠牲者（死者）やその原因となる日本による植民地支配
 の問題を考へるよう植民地支配になつたと思はれる。朝鮮人に関
 て同じような植民地支配にならざるを得ない。朝鮮人に関心がある
 虐殺が想起された。アイデンティティが似通つた
 境に陥り、危機から逃れるよう異なる生命の危機に直面する。この
 その生命の危機から逃れるよう異なる生命の危機に直面する。この
 じたりする危機から逃れるよう異なる生命の危機に直面する。この

い
さ
れ
な
い
、
虐
殺
の
よ
う
な
マ
イ
ノ
リ
テ
ィ
ー
の
迫
害
の
記
憶
が
継
承
さ
れ
て

第三章・註

- 一 小熊英二『日本人』の境界 沖繩・アイヌ・台湾・朝鮮 植民地支配から復帰運動まで』（新曜社、一九九八年）、三頁。
- 二 同前、四頁。
- 三 切通理作『怪獣使いと少年 ウルトラマンの作家たち』（宝島社、二〇〇〇年）。
- 四 島袋和幸『関東大震災・虐殺事件』（秋田・三重・沖繩三県人虐殺）（検見川事件）の真相』（私家版、二〇一三年）、一〇頁。出典は、
- 五 埼玉県の各事件は、関東大震災六十周年朝鮮人犠牲者調査追悼事業実行委員会編『かくされた歴史―関東大震災と埼玉の朝鮮人虐殺事件―増補保存版』（一九八七年）にくわしい。
- 六 千葉県における関東大震災朝鮮人犠牲者追悼調査実行委員会『いわれなく殺された人びと―関東大震災と朝鮮人』（青木書店、一九八三年）、V章（一三二―一五三頁）にくわしい。
- 七 同前、一三五頁。
- 八 同前、一三六頁。
- 九 同前、一三八頁、一三九頁。以下の高橋の証言は、一三七、一三八頁。渡辺の回想は一三八頁。
- 一〇 同前、一四〇頁、一四一頁。
- 一一 筆者が二〇一一年四月一六日におこなったインタビューによる。男性である。筆者の他、検見川で地域史を研究している人と検

集、四〇頁)が、五日の段階であることと、被害者が日本人である
 年、四〇頁)が、五日の段階であることと、被害者が日本人である
 こと、四〇頁)が、五日の段階であることと、被害者が日本人である
 一、前掲『関東大震災・虐殺事件(秋田・三重・沖縄三県人虐殺)』、
 一七、一八頁。
 一七、前掲『悲劇』(崙書房、二〇一三年)にくわしい。
 一八、前掲『いわれなく殺された人びと』、一五一頁。
 一九、山田昭次『関東大震災時の朝鮮人虐殺とその後―虐殺の国家責
 任と民衆責任』(創史社、二〇一一年)の八九―九八頁の「朝鮮人虐
 殺事件関係裁判をめぐる問題点」にくわしい。
 二〇、同前、八七、八八頁。
 二一、同前、九〇頁。
 二二、この遺族の話は、前掲『いわれなく殺された人びと』、一五四
 一六三頁にある。「名のりあげた遺族」にくわしい。
 二三、同前、一五九頁。
 二四、同前。
 二五、同前、一六〇頁。
 二六、関東大震災時に虐殺された朝鮮人の遺骨を発掘し追悼する会
 『風よ鳳仙花の歌をはこべ』(教育資料出版会、一九九二年)、五
 二頁。
 二七、田中正敬・専修大学関東大震災史研究会編『地域に学ぶ関東大
 震災』(日本経済評論社、二〇一二年)、四八頁。

た（三三〇、三五五頁）。

三〇 同前、三七、三八頁。

三一 映像制作において、高度な技術やトリックなどによる撮影方法。

（一九四二年）や、『ゴジラ』

（一九五四年）『ハワイ・マレー沖海戦』（一九四二年）や、『ゴジラ』

（一九五四年）『ナビ編』『ウルトラマン』は時代を映す鏡だ！』（P H P

研究所、二〇二年）『ウルトラマン』科学警察機構の下部組織に、怪事件の捜査を専

門とする国際組織で国際科学警察機構の下部組織にあたり、日本支

部は東京近郊におかれていて、という設定（一九頁）。

三三 同前、二〇頁。

三四 同前、一六、五六頁。

三五 同前、一六、五六頁。

三六 大江健三郎『破壊者ウルトラマン—状況へ4』『世界』三三〇

号（岩波書店、一九七三年五月）、一五五頁。

三七 同前、一六〇、一六一頁。

三八 同前、『怪獣使いと少年』、一六頁。

三九 以下、『五郎とゴロー』の話は、同前、六八、七一頁を参照し

た。

四〇 同前、三七頁。また、金城哲夫に関しては同書のほか、山田輝

子『ウルトラマンを創った男—金城哲夫の生涯』（朝日新聞社、一九

九七年）、上原正三『金城哲夫 ウルトラン島唄』（筑摩書房、一九

九九年）にくわしい。

四一 同前、四〇、四一頁。

四二	同前、四一頁。
四三	同前、七〇頁。
四四	以下の戦争体験は、同前、五九、六〇頁。
四五	同前、七五、七六頁。
四六	同前、六〇、七六頁。
四七	同前、七八、七九頁。
四八	同前、八一頁。
四九	金城は一九七六年に三七歳の若さで死ぬが、その死がアルコ
五〇	ル中毒による事故死で、自殺に近いように評されることは多い。「日本と
五〇	沖繩以下、「怪獣使いと少年」の内容は、上原正三『上原正三シナ
五〇	リオ選集』（現代書館、二〇〇九年）、二九九〜三一〇頁を参照・引
五一	用した。この部分は、同前書のシナリオとは異なる。基本的にはTV
五二	の映像を優先させたウルトラマンでは、変身した姿をウルトラマン
五三	ジャックというウルトラマン
五四	新井勝紘「少年が観た朝鮮人追跡―描かれた朝鮮人虐殺―序
論	「『歴史科学と教育』第一六号（一九九七年二月）、四〇頁。
な	「『東京市本横小学校・大正震災記念画帳』（東京都復興記念館、
所	蔵）というアルバムに一年生から六年生までの絵、一四六枚がお
さ	められている。この絵はその一つである。

五五 富山一郎『増補 戦場の記憶』(日本経済評論社、二〇〇六年)、
 七五 頁。
 五六 同前、一一四頁。
 五七 同前、一二一頁。
 五八 前掲『(日本人)の境界』、二八六頁。
 五九 比嘉春潮『比嘉春潮「沖繩の歲月 自伝的回想」』(日本図書
 セン ター、一九七九年、同書の底本は『沖繩の歲月 自伝的回想か
 ら』中央公論社、一九六九年)、一一〇、一一一頁。
 六〇 同前、一一一頁。
 六一 同前、一一六頁。
 六二 ここまでの上原の戦争体験は、前掲『怪獣使いと少年』、二二
 八、二二九頁。
 六三 同前、二二二頁。
 六四 同前、二二二頁。
 六五 林博史『沖繩戦 強制された「集団自決」』(吉川弘文館、二〇
 〇九 年)、九一頁。
 六六 以上、方言札の復活は、前掲『(日本人)の境界』、五六四〜五
 六七 頁にくわしい。
 六八 前掲『怪獣使いと少年』、二一六、二一七頁。
 六八 大江健三郎『沖繩ノート』(岩波書店、一九七〇年)、七五頁。